

令和2年度第6回多良木町議会(3月定例会議)

| | | | | | | |
|--|-------------|-----|-----------|---------------|-----|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和3年3月2日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 多良木町議会議場 | | | | | |
| 議 会 日 時 及 び | 開 | 議 | 令和3年3月2日 | | | 午前10時00分 |
| 開 閉 宣 告 | 散 | 会 | 令和3年3月2日 | | | 午後5時08分 |
| 応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 |
| | 1 | ○ | 高橋 裕子 | 7 | ○ | 源嶋 たまみ |
| | 2 | ○ | 中村 正徳 | 8 | ○ | 豊永 好人 |
| | 3 | ○ | 林田 俊策 | 9 | ○ | 久保田 武治 |
| | 4 | ○ | 坂口 幸法 | 10 | ○ | 宇佐 信行 |
| | 5 | ○ | 村山 昇 | 11 | ○ | 猪原 清 |
| | 6 | ○ | 魚住 憲一 | 12 | ○ | 落合 健治 |
| 会議録署名議員 | 5番 | | 村山 昇 | 10番 | | 宇佐 信行 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | | 林 田 浩 之 | 議 事 参 事 | | 山 本 美 和 |
| 説明のため出席 した者の職氏名 | 職 名 | | 氏 名 | 職 名 | | 氏 名 |
| | 町 長 | | 吉 瀬 浩 一 郎 | 教 育 振 興 課 長 | | 黒 木 庄 一 朗 |
| | 副 町 長 | | — | 教 育 振 興 課 | | 中 村 綾 子 |
| | 教 育 長 | | 佐 藤 邦 壽 | 健 康 ・ 保 険 課 長 | | 東 健 一 郎 |
| | 会 計 管 理 者 | | 小 林 昭 洋 | 健 康 ・ 保 険 課 | | |
| | 総 務 課 長 | | 仲 川 広 人 | 町 民 福 祉 課 長 | | 大 石 浩 文 |
| | 総 務 課 | | 金 子 め ぐ み | 町 民 福 祉 課 | | |
| | 企 画 観 光 課 長 | | 岡 本 雅 博 | 子 ども 対 策 課 長 | | 新 堀 英 治 |
| | 企 画 観 光 課 | | | 子 ども 対 策 課 | | |
| | 税 務 課 長 | | 平 川 博 | 環 境 整 備 課 長 | | 久 保 日 出 信 |
| | 税 務 課 | | | 環 境 整 備 課 | | |
| | 農 委 事 務 局 長 | | 小 田 章 一 | 農 林 課 長 | | 水 田 寛 明 |
| | 会 計 室 | | | 農 林 課 | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|--------|--|
| 発議第3号 | 多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて |
| 報告第12号 | 令和2年度多良木町一般会計補正予算（第7号） |
| 報告第13号 | 令和2年度多良木町一般会計補正予算（第8号） |
| 議案第39号 | 財産の無償譲渡について |
| 議案第40号 | 多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについて |
| 議案第41号 | 租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて |
| 議案第42号 | 多良木町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第43号 | 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第44号 | 多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第45号 | 多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第46号 | 多良木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第47号 | 多良木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第48号 | 多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第49号 | 多良木町八日原運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第50号 | 多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第51号 | 多良木町が管理する町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第52号 | 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第53号 | 多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第54号 | 令和2年度多良木町一般会計補正予算（第9号） |
| 議案第55号 | 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号） |
| 議案第56号 | 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号） |
| 議案第57号 | 令和2年度久米財産区特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第58号 | 令和2年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号） |

| | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第59号 | 令和2年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第60号 | 令和2年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第61号 | 令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第62号 | 令和3年度多良木町一般会計予算 |
| 議案第63号 | 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第64号 | 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算 |
| 議案第65号 | 令和3年度久米財産区特別会計予算 |
| 議案第66号 | 令和3年度多良木町上水道事業会計予算 |
| 議案第67号 | 令和3年度多良木町下水道事業特別会計予算 |
| 議案第68号 | 令和3年度多良木町介護保険特別会計予算 |
| 議案第69号 | 令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算 |

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 2 年度第 6 回多良木町議会(3 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 3 年 2 月 25 日及び本日 3 月 2 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 2 年度第 6 回多良木町議会(3 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については本日 3 月 2 日から 3 月 12 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日、日程第 4、発議第 3 号につきましては審議・採決をお願いし、日程第 5、報告第 12 号及び日程第 6、報告第 13 号については報告を受けることといたします。

日程第 7、議案第 39 号から日程第 37、議案第 69 号につきましては、本日説明のみとし、3 月 9 日に審議・採決をお願いいたします。

3 月 10 日、11 日及び 12 日は一般質問を行います。今回、7 名の方より通告がっております。お手元に配付のと通りの順番で行いますが、本日の町長施政方針に対する質問と両方される場合は、一般質問の後に引き続き施政方針に対する質問を行っていただきます。この場合、質問時間は両方合わせて 120 分となっております。施政方針に対する質問のみの場合は、一般質問者 7 人の後に提出順に質問することといたします。

請願・陳情につきましては、今回、4 件の提出がございましたが、1 件は議員配付、残り 3 件は議長預かりといたしました。

3 月 12 日、議会最終日の日程第 2、同意第 3 号につきましては、投票による表決とし、日程第 3 において、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。日程第 4、発議第 4 号につきましては、審議・採決をお願いいたします。

なお、本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。傍聴者の方へはマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いしております。

また、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。以上、慎重審議をいたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

以上、報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しておりますA4版の報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年度11月分、12月分、1月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。公立多良木病院企業団、7番源嶋たまみさん。

○7番（源嶋たまみさん） おはようございます。球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和3年第1回定例会は2月19日金曜日に招集、会期を1日とし、午前10時に開会し、午後3時50分に閉会されました。

一般質問には、本町の久保田議員が新型コロナ対応についてとコロナワクチンについて、定期監査報告から質問し、あさぎり町の小見田議員が新型コロナが与える地域医療計画、地域医療構想への影響についてと新改革プランの進捗状況と課題の把握について質問しました。

承認が2件、議案が9件、同意が1件を慎重審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。

議案第5号の令和3年度予算につきましては、収益45億3,574万4,000円、費用は総額44億8,780万7,000円、損益4,793万7,000円の純利益を見込んでの当初予算編成となっております。

定例会の内容につきましては、配付されております書面をご覧ください。

詳細につきましては、公立病院議員の林田議員、中村議員、久保田議員、豊永議員、私、源嶋にお尋ねください。以上で公立多良木病院企業団議会定例会の報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、人吉球磨広域行政組合、12番落合健治さん。

○12番（落合健治君） それでは報告をさせていただきます。

令和2年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和2年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和2年12月25日、人吉クリーンプラザで開催されました。

まず、日程第1、議案第18号の説明を受け、質疑・採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定され、閉会いたしました。

続きまして、令和3年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をさせていただきます。令和3年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が2月26日、クリーンプラザにおいて開催されました。会期の決定につきましては、2月26日開会、2月27日から3月24日までを休会とし、3月25日までとすることに決定いたしました。

行政報告については、理事会代表理事から令和2年12月定例理事会から令和3年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項についての報告がありました。5議案の補足説明を受け、議案ごとに質疑・採決を行い、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。以上、令和3年第1回人吉球磨広域行政組合定例会の会議結果について報告いたします。

なお不明な点がございましたら、広域行政組合議会議員が3名いますので、お尋ねいただきたいと思っております。以上で報告の方を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、上球磨消防組合、10番宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） おはようございます。私の方から上球磨消防組合の臨時会、令和2年

度第5回の臨時会の報告をいたします。期日が令和2年12月24日木曜日、上球磨消防組合会議室で開催されました。

付議事件でございますが、日程第3といたしまして、同意第2号、監査委員（有識者）の選任同意が上程され、山崎信治氏、監査委員を選任することについて、本案は、全員一致で原案どおり可決されました。

続きまして、令和3年第1回上球磨消防組合議会定例会が、令和3年2月25日、上球磨消防組合会議室で開催され、日程第3といたしまして、議案第1号、上球磨消防組合火災予防条例の一部改正についてが提案され、本議案は全会一致で原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、議案第2号、令和3年度上球磨消防組合一般会計予算。6億3,600万円とする一般会計予算が計上され、本議案は全会一致で原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5といたしまして、一般質問が通告され、3番猪原議員が、2問のいわゆる質問をされたわけでございます。新消防組合長としての所信について、それから消防本部庁舎の災害対策についてが質問があったわけでございますが、新消防組合長としての所信についてが吉瀬組合長が所信を述べられました。2番目の消防本部庁舎の災害対策について。これにつきましても、吉瀬組合長が答弁をいたしました。

以上で上球磨消防組合の報告がなされましたが、これをもちまして、報告に代えさせていただきます。

何かわからない点につきましては、私か同僚の猪原議員の方にお尋ねしていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、去る2月9日、全国町村議会議長会定期総会及び2月19日、熊本県町村議会議長会定期総会において林田俊策議員が在職15年以上の自治功労者として表彰されましたので報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。ここで表彰状の伝達のため暫時休憩いたします。

（午前10時16分休憩）

（午前10時22分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出がっておりますが、お手元に配付しておりますA4版の報告用紙のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

ここで町長から施政方針に関する発言の申し出がおりますので、これを許可します。
町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 冒頭ではありますが、原稿にですね、2カ所字句の誤りがありましたので議長の許可をいただいて、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 許可します。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 4ページになります。4ページの1番最初の行なんですけど、接種の種がですね、これは種という字なんですけれども、手に変わっており、これ間違っておりますので、大変申しわけありません。ここを訂正をお願いします。

それから1番最後の17ページなんですけれども、下から6行目になります。住民の皆様の負託の負がこれあの負けるという字が正しいということです。これは付託、議会でよく使う付託という字に今なっておりますので、その2カ所すいませんご訂正よろしくお願ひいたします。

それでは、令和3年度の施政方針を述べさせていただきます。

議長をはじめ議員各位におかれましては3月定例会議の冒頭におきまして、令和3年度の施政方針を述べさせていただく機会をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

今回、令和3年2月7日執行の多良木町長選挙におきまして再度町長の職を遂行することをお許しいただきました。議会の皆さま方におかれましては激励と励ましのお言葉を賜り誠にありがとうございました。今回の結果は住民の皆さまからの「感染症対策と災害対応をきちんとやってほしい」という意向であったと受け止めております。この声に答えていかなければなりません。今後の行政運営にこれまで以上の重責を感じております。今後とも議会の皆さま方のご指導を仰ぎながら多良木町の発展のために全力をもってあたりたいと考えておりますので、さらなるご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この4年間の町政は、さまざまな課題を抱えながら、常に俯瞰的な視点からの舵取りを意識し、町の10年後20年後をパースペクティブ（透視図）に展望し、住民の皆さまに説明しながら施策を進めてまいりました。議員の皆さまも、私たち執行部も、共に「他に誇れる多良木町を作っていく」という一点においては、いささかの異論もありませんでしたので、訪れる重要な局面では、議会の皆さまにそのような大局的な観点からの論議を深めていただきました。議員の皆さま方のご理解とご協力をいただいたことが、そのまま町の事業の成果に結びついておりますことに心より感謝を申し上げる次第です。

昨年から、先の見えない状態での新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。地域経済の安定的な循環が感染症によって断ち切られた一年でした。7月豪雨災害の復旧は今も続いております。なかんずく石ニタ地区の県道の崩落現場は未だ通行できず、槻木地区の皆さまには大変なご不便をおかけ致しており誠に申し訳なく思っております。今回のコロナ禍と災害復旧においては、さまざまに対応策を思考する中で、行政の限界を感じる場面が幾度もありました。

令和2年は、多良木町のみならず人吉球磨10市町村にとりまして大変厳しい試練の年でした。新型コロナウイルス感染症の拡大と、令和2年7月豪雨の中にあつて「住民の皆さまの命と暮らしを守る」ことこそが私たちの仕事と改めて自覚させられた年となりました。昨年1月16日、中国武漢市に滞在歴のある神奈川県在住の30歳代中国人男性が日本国内初の感染者となり、2月のダイヤモンドプリンセス号での大規模な感染の広がりから、いつ果てるともしれない感染拡大が日本中を巻き込み、国内経済に大きな打撃をもたらし、私達の日常が一変し、長期の経済活動の混迷が始まりました。

感染症対策にあたり、様々な業種の代表の方々にお集まりいただき「新型コロナウイルス感染症関連経済対策意見交換会」を行い、今、何が必要なかを協議していただきました。皆さんの考えを取り入れ、借入金の利子補給や、国・県の補助制度から洩れた法人・個人事業者に対する補助、固定費の負担が重い事業所の家賃補助、プレミアム商品券、くらし応援券など、決して充分とはいえなかったかも知れませんが財源の許す範囲で財政出動を行いました。今後も順次必要な対策を行っていきます。

新型コロナウイルス感染症が終息しなければこの地域の経済の回復は遅れます。経済活動再開のためにはワクチン接種によって社会全体で集団免疫を獲得しなければなりません。町でも1月27日、医師会の先生方と「新型コロナウイルスワクチン接種体制調整準備打ち合わせ会」を行いました。接種は国の主導のもと必要な財政措置がとられ、都道府県が広域的な観点から必要な調整を行い、住民の皆さんに身近な市町村がワクチン接種を実施することになりました。現在の予定では、接種の順番は、2月下旬まずは医療従事者、4月に高齢者、その後、基礎疾患を持つ人・介護施設職員の方、64歳から60歳までの方の終了後、それ以下の年齢の方の順と予定されていますが、政府の考えやワクチンの輸入の状況などにより時期がずれこむことも充分考えられます。上球磨4町村では体育館などを利用した集団接種を予定しております。接種に際しての住民の皆さんの負担はありません。医療従事者を対象としたワクチン接種は、既に2月17日午後5時までに国立病院機構東京医療センターをかわきりに全国8か所の病院で合わせて125名の接種が終わりました。2月17日以降、約

4万人の医療従事者を対象に全国100か所の病院で先行接種が行われることになっております。厚生労働省は先行接種を受ける約2万人について副反応が見られないかを調査し、結果を公表するとしております。また、3月中旬をめどに、残る370万人の医療従事者の接種を終了する予定になっております。ワクチン接種の目的は、社会全体で集団免疫を獲得することにあります。この目的が達成されれば、コロナ後の経済活動が見えてくるものと期待しております。

線状降水帯の停滞による昨年7月の集中豪雨は、私たちの貧弱な想像を遥かに超える規模で甚大な自然災害をもたらしました。一昨年、国土交通省・国土保全局・河川計画課から予算をいただき、11月から12月にかけて国と県により行われた球磨川とその支流の樹木伐採と河道掘削は、球磨川沿いに広がる堤防よりも低い場所を大水害から守っていただきました。ご承知のとおり1月29日、赤羽国土交通大臣から7月豪雨災害を再び起こさないよう、球磨川の本流と支流の樹木伐採と河道掘削等に対して令和2年度から令和11年度までの10年間で1,540億円の予算が投入されるという発表がなされました。多良木町においても、すでに県道五木多良木線上の中鶴橋上流左岸の樹木伐採が終了しており、現在は王宮橋付近と鮎の瀬堰下、柳橋川、牛繰川の河道掘削が行われております。今後は、さらに安全性を高めるために、地元代議士を通じたさらなる国土交通省への要望活動を強めていかなければなりません。

昨年10月2日衆議院国土交通委員会メンバーがバスで来町され、私たち住民の話を聞いていただき、その後、現地で牛島地区の球磨川の河道掘削と樹木伐採の効果検証視察が行われました。仮に、あの大規模な冬工事が行われていなかったらと想像しますと行政を預かるものとして背筋が凍る思いです。地元国会議員、国、県の方々には感謝しても感謝しきれません。球磨川の土砂撤去工事は現在も続けていただいております。あの効果検証の結果が今回の大規模な財政出動につながっているのだとすれば多良木町での衆議院国土交通委員会による効果検証は人吉球磨地方の治水対策に大きな波及効果をもたらしたと言えるのではないのでしょうか。

多良木町は昨年「6次産業化事業」「資源を生かした新産業の創出」研究のため、熊本大学大学院生命科学研究部分子病理学分野の喜多助教に地方創生地域資源ブランディングアドバイザーとして事業に参画いただいております。将来に渡って多良木町が持続可能な町として存続できるよう、熊本大学と連携し、人口減少社会における地方の町の課題解決のために幅広い分野で相互に協力し時代を先取りした地域のモデル的な町として存続しながら、住民の皆さんが生き生きと充実感をもって生活できる、そのような「持続可能な町」として残っていくための方法論を研究し、地域課題の解決のため大学の有する人的資源、知的資源を使わせていただき「多良木町の地域資源を生かした医薬品、健康食品などの高付加価値商品の共同研究開発」と、将来的には熊本大学発のベンチャー起業や研究所の設立などを視野に入れ大学と多良木町が協働していければと考えています。この連携協定の中から熊本大学の産学連携部のベンチャーによる事業を多良木町で起こすことができれば若い人が町に定住してくれるでしょう。それは「一般財団法人たらぎまちづくり推進機構」が目指している方向とも一致するものです。

昨年12月4日付けの熊日新聞に「コメたらぎ」が写真入りで大きくとりあげられました。福岡県の宮若市でおこなわれました「九州のお米食味コンクール・イン宮若」で多良木町のお米が3年連続でグランプリを獲得しました。これは数年前から地方創生の一環として町が行っております「コメのブランド化」が3連覇を成し遂げたことによって佐賀や、宮若市、菊池市など、自信を持って参加しておられる自治体の並みいるブランド米を押さえ、凌駕した「素晴らしい成果」ということができます。また、特筆すべきは研究会のメンバーが今回はじめて個人部門で最高賞を取られたことで、コメに関わっておられる問屋さんや

仲買人さんなどに「多良木の米はうまい」という認識を深く印象づけることができました。このブランド化が広く知られたことは多良木産の農産物全般に大きな自信と弾みをつけることができたと思いますし、町として農産物のブランド化を進めていくうえで多良木町を知らしめるという意味で広く大きな認知となりました。指導して頂いたアドバイザーの遠藤さんと松田さんに感謝しながら「田んぼの力研究会」の皆さんの成果に心から敬意と感謝を表したいと思います。

このように、コメのブランド化、多良木町の野菜で作るドレッシング事業など一定の成果をあげてきた地方創生事業ですが、これをさらに前に進めるためには、地域外の多くの関係先と連携・協働を進めていかなければなりません。その受け皿としてのフレキシブル（しなやか）な組織が必要となります。外部の人材・資金・ノウハウと地域の生産者・法人とをつなぎ合わせることで地方創生の成果をあげる近道となります。しかし、そのような機能は行政では十分に担うことは難しく、あらゆる局面にすばやい対応が可能となる組織、行政ではできないきめ細かなサービスを提供できる組織が必要です。

町ではテレワークで会社と人をつなぐ株式会社マミーゴーや、世界でワイファイ事業を展開するフォンジャパン株式会社、全国で空き家活用サービスを提供しているアドレスなどとの連携が実現し、先端的な企業との協働の動きが加速しつつあります。この時代の変わり目に全国に先駆けて多良木版地方創生イノベーション（新基軸・改革・革新）を実現することのできる仕組みや組織を創設することの意義はたいへん大きいといえます。目的を実現するためには先端的な企業や外部人材と町との効果的なネットワークを築き上げていく能力を持つ主体の創設が強く求められていました。行政の及ばない部分を補完し、行政と協働しながら、きめこまかに事業を推進する法人こそが今求められている組織ではないでしょうか。ふるさと納税を活用し資金を集め、若い皆さんの個性が発揮できる環境を整えることをえがいておりましたが、これが今回日の目を見ることになりました。「一般財団法人たらぎまちづくり推進機構」という法人の設立を契機に、財団に「ふるさと納税」の事業を移しました。これにより自由度の高い動きができると思います。今後、「ふるさと納税」が財団の屋台骨を支える財源となり、財団運営の財政的な基盤ができれば、新たな冒険も可能となります。興味人口、交流人口、関係人口、を移住定住に結びつける活動も必要です。町外の企業と多良木町民が連携して多様な人材やマインド（精神・意識・内面的な意思や知性が支える精神作用）に触れる機会を提供しながら法人の活動を通して若い人が定住し、また外部から来てくれるような活動を行っていかねばと考えております。

行政組織は家屋や洋服に例えることができます。新築の家は使い勝手がよいのですが、時を経ますと、手すりを付け、上がり框やトイレや風呂を直さなければなりません。洋服も同じです。買ったときは身体にピッタリ合っていますが、そのうちにウエストや肩に肉がついてきて体型に合わなくなってきました。洋服ですと、買い換えればすむのですが、これが組織となると、なかなか難しい、組織は効率的に仕事をこなすために作られたはずなのですが、いつしか組織を維持するために人間が組織に使われるようなことになってはいないか、部分的な手直しをしなければ組織として現状に合った形で正しく機能しなくなることもあります。人口減少と少子高齢化が進む町で、7月豪雨に象徴的に見られるようにいつどこで発生するかわからない大規模災害から住民の皆さんの「命と暮らし」を守らなければなりません「災害に強く人にやさしいまちづくり」を進めるという意味から新年度に「危機管理防災課」を新設します。

コロナウイルス感染症拡大を受けて今後の観光の様相は確実に変化します。例えば観光バスで押し寄せる大人数での観光から、少人数の観光へ、というイメージです。現在、多良木町では、文化庁、熊本県との協議を重ねており「多良木相良氏関連遺跡群」の国指定化を目指しています。このような歴史的な調査自体を観光事業と結びつけ、調査の公開とその成果

を広く見せていくことで地域の機運醸成とともに交流人口の増加を図りたいと考えております。2022年の大河ドラマは小栗旬さん主演の「鎌倉殿の13人」という中世を舞台にした歴史物語です。この作品の舞台は平安時代の後期から鎌倉時代の初期にあたります。鎌倉幕府初代将軍、源頼朝に学んだ二代目執権、北条義時を主人公とする時代絵巻です。まさに、遠江の相良氏が「多良木村」を獲得し、その支配を実行する時期と重なります。

町内に点在する文化遺産の活用としては、平成29年に整備致しました白浜旅館が多くの団体・個人から頻繁に利用されております。今回のコロナ禍で若干減少しておりますけれども、平成30年度は4,720名の利用がっておりますので、中心市街地の活性化という意味で商工観光に大きく貢献しております。中心市街地の賑わいは、前段でも述べました昨年10月に国道沿いの町の中心部をお借りして「まちづくり推進機構」を設立しましたのでこちらも街の賑わいに一役買っております。次は旧高校講堂を改修して、さらに中心市街地の活性化に結びつけることができればと考えております。

多良木町の強みは、相良惣領家（本家）が本拠としていたことです。人吉球磨地域に多くの文化財が集積されているのは周知の事実ですが、それを生かしてきれていないのが現状です。それを打開するためには「本物であること」と「多良木でしかできないこと」「一生に一回しか経験できないこと」というキーワードを歴史・観光と結びつけることではないかと考えています。例えば「九州で一番おいしいコメを太田家住宅で食べる」あるいは古式ゆかしく「王宮神社の祭礼を丸ごと体験する」というような観光メニューを揃えることだと思います。多良木町には多くの文化財がありますので保存とともに十分な活用を計ることが重要であると考えています。

多良木町は、これまで、かつて球磨地方の中心であった時代の記憶を大切に保存してきました。中世では、頼影館跡と鍋城、里の城、王宮神社楼門、青蓮寺阿弥陀堂、久米城、治頼神社であり、近世では、太田家住宅、近代に入って五間道路、白浜旅館、旧高校講堂などです。

一昨年、東洋文化研究家のアレックス・カーさんが多良木町に見えられ「多良木町の可能性は限りない、この地方のフラッグシップ（旗艦）は多良木町しかない」と言っておられたと聞きました。京都から800キロ以上も遠く離れた多良木町の青蓮寺阿弥陀堂に鎮座する阿弥陀三尊を制作したのが京都の仏師集団、法印院玄であったということ、それがどうしてここにあるのかは歴史の深淵に迫る大きな謎です。そこに物語があり、そこに価値があります。かつて球磨地方の中心地であった多良木町の「文化遺産・文化的な資源」を生かしたまちづくりをさらに深化できればと考えております。

一昨年、宗像家と豊臣秀吉の関係が明らかになる手紙が発見されました。宗像家は、東京府知事や、熊本県知事を歴任された家柄です。今回は新型コロナウイルス感染症対応で九州大学の花岡先生のシンポジウムが開催できませんでしたけれども、こういった積み重ねをバネとして球磨地方の核となる拠点づくりを進めたいと考えております。

企業誘致に関しては、これまで会社訪問を行いました。一度や二度訪問して答えが出るようなものではないことは訪問した会社の感触ですぐにわかります。企業が銀行から融資を受け、工場を作るという形でリスクを負うという大型の企業誘致は難しくなっています。交通アクセスの不便さも企業誘致に不利に働いています。しかし、誘致企業の「(株)ナビック」様が高額な機械導入と10名の雇用をされるという立地協定を副知事同席のうえ県庁で締結していただきました。コロナ禍でウェブ・ライターの講座が一時中断していますが、こちらは東京からの仕事を受け、それを納品するという仕事です。協定を結んでおりますマミー・ゴーさんの仕事を希望されている方で現在、ウェブ・ライターの講座を受講されている方がおられます。企業ではありませんが大手のコンビニチェーンの進出がありました。そこでの雇用も生まれています。この4年間に町内に新たに飲食業を中心に7店舗の新規開店が

ありました。地方創生関連では、ドレッシング工場の方2名、財団で3名、代表理事を入れますと計6名の雇用が生まれております。11月、上京の折に都道府県会館で4社との面談を行いました。いずれも東京に本社を置いておられる会社ですが、多良木町の地方創生に大きな関心をよせていただいている会社です。「株式会社ディー・エヌ・エー」は「たらぎ財団コワーキングスペース」で、既に2月21日と23日に、プログラミング・ワークショップを行っております。また、グループに東急デパートや東急鉄道、東急観光などを持っております「東急エージェンシー」、民泊事業、ベンチャー立ち上げのアドバイザー、アウトバウンド（企業から顧客へアプローチする会社）日中の貿易 バケーションレンタル事業などを行っている「スリーエスキャピタル」、新しい形の場もしくは仕組みの提案をする「コックッキング」、話題の多拠点生活プラットフォームを提案する「株式会社アドレス」の4社と面談を行いました。皆さんも感じておられるように、今回のコロナ禍のなかで「はたして、仕事は、毎日会社に出勤して行うものなのか」という従来の「当然とされていた仕事の概念が大きく様変わりしました。

ある意味、会社組織の概念と定義自体が変わりながら時代が大きく転換しつつあります。これは「新型コロナウイルス感染症時代における産業革命」と言われています。「建物を作り、あるいは家賃を払い、仕事場を社員に提供する必要があるのか」と言ったことが論議されています。リモートを使って仕事をするという仕事の形態ができあがりつつあります。これからは中央に集まっている企業が固定費の安い地方へ拡散していくというようなことが進んでいくものと思います。例えば5人の事業所でも10社集まれば50人の雇用につながります。これからは企業誘致という言葉「事業誘致」という言葉に置き換えてもよいのかもしれない。

少子化については厚生労働省は2020年6月5日、2019年の人口動態統計月報年計（概数）を発表しています。出生数は前年（2018年）より5万3,166人少ない86万5,234人で、1899年の調査開始以来過去最少になりました。合計特殊出生数は、前年比0.06ポイント低下して1.36となっています。現象面だけを見ると国の政策の効果は現れていません。少子化対策の恩恵を受けておられる層はもちろんありますし、政策としての少子化対策は当事者の方々にとっては大変ありがたい政策ではあるのですが、少子化現象が止まることはないという結果が出ています。多良木町で少子化対策をしたから子供さんが増えるのかということ、このあたりは微妙なところですが、いま子供さんをお持ちのご家庭にとっては町の少子化対策は大変ありがたい政策ですが結婚していない人たちに少子化対策と言っても実感がないのだと思います。

職場における女性の地位向上が、文化的規範や慣習の改革と連動していないことが、婚姻率や出生率に影響を与えているという説があります。女性の労働力率は65%となっていますけれども、当の女性が雇用状態にあるかどうかにかかわらず結婚した女性は男性に比べて9倍の時間を育児と家事に費やしているという結果がでています。一般的に女性に負担がかかる傾向があるようです。「男女の伝統的な役割」から現代の事情に即した役割分担への移行の遅れが影響を及ぼしているとも言われています。これらの問題をどう考えるのか、さらなる論議が必要となります。

現在の中学校校舎は昭和58年（1983年）、体育館は昭和36年（1961年）に建てられ、各所に著しい劣化がみられます。その都度予算配分しながらより良い教育環境を提供できるように努力していますが万全とはいえず、生徒さんや先生方には申し訳ない気持ちでいっぱいです。

中学校の設計に関しましては、これまで教育現場の先生方のご希望とご意見を総て取り入れ設計に生かしてきました。生徒さんたちの「夢をかなえる場」としてのすばらしい公立中学校ができると思います。移転は工事の進捗状況にもよりますが、現在の計画では多良木中

学校と球磨支援学校ともに足並みを揃えて令和5年9月に高校跡地に移転する予定です。

人口減少と少子高齢化が進む町で、これまでの四年間、住民の皆さんとの対話の中から、議会の皆さんとの話し合いの中から、現在の町に何が必要なかを熟慮し、進み、また立ち止まりながら主要施策を進めてきました。その中で考えておりましたことは、町の十年、二十年先を見透しつつ、これからの町を支えていく若い力、町の未来を思考し、困難に立ち向かっていく人たち、新しいことに挑戦する人たちをバックアップしていけるような町を皆さまとともに作っていきたいということでした。そのための法人の設立であり、大学との包括的連携協定であり、内閣府からの地方創生人材支援制度による大学からの招聘であると考えております。

今年は東日本大震災から10年、節目の年となります。2月13日23時8分に発生した福島県沖を震源とする地震は関東甲信越地方の広い範囲で震度4から震度5を記録し、宮城県と福島県の一部で震度6強を観測しました。幸い津波はありませんでしたが、亡くなられた方一人、186の方が負傷されております。深夜の報道を通して再び自然災害の恐ろしさを身近に感ずることとなりました。頻発する自然災害を受けて、新たに災害から住民の皆さんを守るために災害に強い町づくりをしなければならないという新たなテーマが生まれました。これまで行ってまいりました各種の事業の継続も同様に行いながら「災害に強く人にやさしいまちづくり」「時代の要請に答えることのできる行政」を目指し、職員の皆さんと共に持続可能な町として残っていけるよう、課題解決のために議会の皆さまのお力をお借りしながら町の発展のために全力を傾注したいと考えております。また、前述いたしました法人を核とした地方創生事業の取り組みと同時に、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、行政サービスの質を高めていきたいと考えているところです。

以上、施政方針を述べさせていただきましたが、今後も、職員と一体となり、住民の皆様の負託にお答えすべく、「生きるちから」「育むちから」「想うちから」をつなぐ町づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後におきましても議員の皆さまのご指導をよろしくお願い申し上げます、施政方針の結びとさせていただきます。令和3年度もどうぞよろしくお願い致します。

○議長（高橋裕子さん） これで行政報告及び施政方針表明を終わります。

施政方針に対する質問がありましたら、明日3月3日正午までに質問通告書を提出願います。

日程第3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、請願・陳情につきましては、お手元に配付の議員配付一覧表のとおり、受付番号260の陳情書については、議員配付といたしましたので報告いたします。

日程第4 「発議第3号」 多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、発議第3号、多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長村山昇さん。

○5番（村山昇君） 発議第3号、令和3年3月2日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者議会運営委員会委員長 村山 昇。

多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに多良木町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

提出の理由

議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するために「標準」町村議会会議規則が改正されたことを受け、本町議会会議規則における育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間に関する規定を追加するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものである。

この規則の内容につきましては、事務局長より内容の説明をお願いしたいと思いますので、どうぞ議員の協議をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 事務局長。

○議会事務局長（林田浩之君） 多良木町議会会議規則の一部を改正する規則ということで改め文を付けておりますが、別紙で新旧対照表を付けております。そちらの方でご説明申し上げます。

欠席の届出第 2 条につきましては、改正前の事故とあるのを、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に字句の改正を行うものでございます。

また、出産に係る産前・産後の欠席期間等に関する規定を同条第 2 項に加えるものでございます。

次に、請願書の記載事項等第 88 条につきましては、請願者の利便性の向上を図るため、請願者が自署している場合は、押印は不要とするよう字句の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から提出されました発議第 3 号、多良木町議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 56 分休憩）

（午前 11 時 03 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から、令和 2 年度第 6 回多良木町議会（3 月定例会議）の提案理由をご説明させていただきます。

今回審議をお願いいたします案件は、まず専決処分の報告が 2 件、条例等の議案といたしまして、財産の無償譲渡についてが 1 件、多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについてほか条例の制定及び一部改正が 14 件でございます。

次に、令和 2 年度の補正予算が一般会計・特別会計合わせまして 8 件、令和 3 年度の当初予算が一般会計・特別会計合わせまして 8 件でございます。

次に、人事案件といたしまして、任期満了に伴います固定資産審査委員会委員の選任同意が 1 件、以上、全部で 34 件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明いたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 5 「報告第 12 号」 令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第 5、報告第 12 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第 12 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

1 枚開けていただきまして、専決処分書の写しを付けております。専決処分第 3 号、1、専決処分した事件、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 7 号）、2、専決処分の理由、新型コロナウイルス感染症対策に関する予算措置の必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 5 号の規定により専決処分するというところで、令和 3 年 1 月 19 日に専決処分をいたしております。

開けていただきまして、予算書を付けております。令和 2 年度多良木町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正で第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 398 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92 億 4,253 万 6,000 円としたものでございます。

これにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種関係経費の計上をしたものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 10、地方交付税、項 1、地方交付税、目 1、地方交付税で 131 万 2,000 円を追加いたしております。普通交付税といたしまして財源調整のために計上いたしております。款 14、国庫支出金、項 2、国庫補助金、目 3、衛生費国庫補助金、節の 1、保健衛生費補助金で 267 万 3,000 円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金ということで、もともと補助率は 10 分の 10 でございますが、この専決処分につきましては、1 月中旬の申請額を計上いたしております。一般財源につきましては、次の補正で調整をするということにいたしております。款の 20、諸収入、項の 4、雑入で 1,000 円雇用保険の個人負担金を計上いたしております。

9 ページが歳出でございます。款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を新設いたしまして、398 万 6,000 円を追加したものでございます。節の 1、報酬ですが、65 万 5,000 円で町医、これは会議出席の分になります。それから会計年度任用職員で看護師として計上をいたしております。節の 3、職員手当等 22 万 8,000 円で超過勤務手当でございます。節の 4 から節の 8 までにつきましては、町医、会計年度任用職員分のを計上いたしております。節の 10、需用費で 71 万 5,000 円を追加いたしておりますが、

印刷製本費ではワクチン接種券、あるいは封筒などの分を計上いたしております。節の 11、役務費で 48 万円通信運搬費ということで、郵便料でございます。節の 12、委託料 164 万 4,000 円で、健康管理システムの改修委託料でございます。

次のページからは人件費の補正に伴います給与費明細書を添付いたしております。以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これで報告第 12 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 7 号）の報告を終わります。

日程第 6 「報告第 13 号」 令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 6、報告第 13 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第 13 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

1 枚開けていただきまして、専決処分書の写しを付けております。専決処分第 4 号、1、専決処分した事件、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）、2、専決処分の理由、新型コロナウイルス感染症対策及び災害対策に関する予算措置の必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 5 号の規定により専決処分したものでございます。令和 3 年 2 月 17 日に専決処分をいたしております。

開けていただきまして、予算書を付けております。令和 2 年度多良木町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正で第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92 億 4,282 万 9,000 円としたものでございます。地方債の補正を第 2 条で行っております。

新型コロナの臨時交付金の事業間の調整、それから 7 月豪雨災害の公費解体経費のほか、コロナワクチン接種に要する経費の補正を行っております。

6 ページをお願いいたします。地方債の補正の追加を行っております。起債の目的欄で 5. 学校教育施設等整備事業債で限度額を 1,200 万ということで追加をいたしております。G I G A スクール整備事業の補助事業分が新型コロナの臨時交付金の対象外となりましたために、今回計上したものでございます。

9 ページをお願いいたします。歳入でございます。款の 10、地方交付税、項の 1、地方交付税、目の 1、地方交付税に 1,519 万 9,000 円普通交付税を計上いたしております。この補正の財源調整に計上いたしております。款の 14、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 1、総務費国庫補助金、節の 1、総務費補助金で 639 万 5,000 円新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、今回は第 3 次通知文の中で、補助裏に計上されるものを追加をいたしております。目の 2、民生費国庫補助金に 97 万 1,000 円の追加。各節説明欄のとおり、新型コロナ感染予防関係の補助でございます。2 分の 1 の補助になります。目の 3、衛生費国庫補助金、節の 1、保健衛生費補助金で 769 万 2,000 円新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で 10 分の 10 の補助金でございます。目の 7、教育費国庫補助金で 438 万 5,000 円を減額いたしております。説明欄のとおり、事業実績によります減ということになっ

ております。款の 15、県支出金、項の 2、県補助金、目の 1、総務費県補助金で 417 万 3,000 円の追加でございます。節の 5、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金ということで、県の独自の補助金でございます。国の臨時交付金事業で対象となる事業に充てられるものでございまして、防災活動支援事業、それから公共施設衛生確保事業、地域の文化力推進事業が対象の事業でございます。目の 2、民生費補助金で 96 万 2,000 円を追加いたしております。各節とも、先ほどの国庫補助金と同様のものがございます。目の 4、農林水産業費県補助金で 271 万 4,000 円の減額を行っております。各節説明欄のとおり事業実績による減でございます。

10 ページをお願いいたします。款の 18、繰入金、項の 1、基金繰入金で 4,000 万減額をいたしております。説明欄で町づくり推進事業基金取りくずしで住宅建設事業となっておりますが、これは当初予算で取りくずしを予定いたしておりましたが、新型コロナの臨時交付金事業の補助残に一般財源をちょっと多額に計上しておりました。今回の事業費の組み替え、それから起債を充当するために、一般財源がマイナスとなるために、この取りくずしをやめて一般財源の調整をしたものでございます。款の 21、町債で目の 7、教育債、節の 3、学校教育施設等整備事業債を 1,200 万追加いたしております。構内通信ネットワーク整備事業で先ほど申しましたとおり、補助残が新型コロナ臨時交付金の対象外となったために追加をしたものでございます。なお交付税措置は 60%ということになっております。

11 ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 20、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で補正額が 837 万 8,000 円の減額でございます。年度末へ向けまして、各事業費の実績を精査いたしまして、それぞれの事業間で経費を組み替えを行っております。節の 1 の報酬から 8 節の旅費までにつきましては、スクールスタッフサポート配置事業分の減でございます。節の 10、需用費で消耗品費で 684 万 2,000 円の減となっておりますが、これは主に防災活動支援事業、学校 I C T 環境整備事業が減となっております。ただこの中でリサイクルストックヤード分の消耗品については増ということで組み替えを行っております。それから修繕料で 239 万 8,000 円の減となっておりますが、防災活動支援事業、リサイクルストックヤード整備分の減でございます。節の 11、役務費で 56 万 3,000 円の減で、これは通信運搬費の減でございます。節の 12 の委託料で 760 万円を減額いたしております。それぞれ説明欄のとおり、事業間で経費を増減いたしております。それから節の 14、工事請負費に 3,400 万円庁舎の空調・換気設備整備工事に経費を増額いたしております。

12 ページをお願いいたします。節の 17、備品購入費に 823 万 8,000 円を追加いたしております。こちら説明欄のとおり、調整を行っております。説明欄の 2 行目の衛生確保事業用備品ということで 1,324 万 8,000 円増額をいたしておりますが、これにつきましては、各小中学校の児童・生徒用の机いすを抗菌仕様のものへ全て入替えるものでございます。節の 18、負担金補助及び交付金で 3,306 万 2,000 円の減額を行っております。説明欄のとおりでございますが、特に補助金の緊急対策経営持続化支援金の利用が少なかったということでございます。節の 19、扶助費には 6 万 5,000 円で障害者総合支援事業ということで追加をいたしております。

13 ページをお願いいたします。款の 3、民生費、項の 3、災害救助費、目の 1、災害救助費で節の 14、工事請負費に 97 万 9,000 円被災家屋等公費解体工事で追加をいたしておりますが、これはアスベスト工事の対応分を増額させるものでございます。款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に 769 万 2,000 円を追加いたしております。国庫補助金の上限額が示されたことによりまして、本年度予算措置分を追加補正したものでございます。また令和 3 年度の当初予算にも計上するものでございます。節の 10 で需用費に 261 万 6,000 円を追加いたしております。消耗品につきましては、接種に必要

な物品類、それから医薬材料費は消毒液などの材料でございます。節の 11、役務費 44 万 2,000 円の追加でございます。通信運搬費は接種会場での総合行政システム利用のための回線使用料などでございます。手数料は診療所開設許可申請手数料でございます。節の 12、委託料で 144 万 1,000 円を追加いたしております。説明 2 行目のワクチン接種関連の委託料ということで、これは受付業務端末の導入業務委託でございます。節の 13、使用料及び賃借料 28 万 9,000 円の追加でございます。説明欄の 2 行目で会場使用料としておりますのは、町民体育館の使用料を計上いたしております。節の 17、備品購入費で 297 万 1,000 円ワクチン接種用備品ということで、会場設営用のマットまたワクチン保管冷蔵庫などが含まれております。

14 ページからは給与費明細書を付けております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第 13 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）の報告を終わります。

これから上程します日程第 7、議案第 39 号から日程第 37、議案第 69 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、8 日目の 3 月 9 日に審議・採決をお願いしたいと思います。

日程第 7 「議案第 39 号」 財産の無償譲渡について

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第 7、議案第 39 号、財産の無償譲渡について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 39 号、財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

町有財産を次のように無償で譲渡することとするものでございます。

1、譲渡財産、（1）土地 所在地が多良木町大字黒肥地字長寺 6525 番 3 ほか 6 筆でございます。畑が 4 筆、宅地が 1 筆、山林が 1 筆でございます。地積の合計が 1 万 1486.43 平米でございます。（2）建物 所在地が多良木町大字黒肥地字長寺 6525 番地。構造、床面積でございますが、木造瓦葺 2 階建、1 階の床面積ですが 65.28 平米でございます。次にコンクリート造瓦葺平家建が 29.75 平米、木造瓦葺平家建が 82.64 平米。（3）が立竹木一式となっております。

次のページをお願いいたします。2、譲渡の相手方、名称 社会福祉法人つつじヶ丘学園 代表者 理事長 恒松 丈一、住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷 4180 番地 1。3、譲渡の目的、本物件は、平成 30 年に横原 芳子氏から寄附を受けたものであり、社会福祉法人つつじヶ丘学園へ無償譲渡することによって、隣接する多良木学園と連携したより質の高い障害者（児）福祉サービス事業の提供が可能となり、本町においては住民の福祉の増進を図ることを基本として財産の有効活用を行うものである。4、譲渡の時期、令和 3 年 4 月 1 日。

提案理由ですが、町有財産を無償で譲渡するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回、無償での譲渡となりましたのは、本件土地等の有効活用するため、民間事業者からの主体的な発想による障害者（児）福祉サービスの提案事業を公募しましたところ、現在、多良木学園の指定管理者であるつつじヶ丘学園を事業者として決定したところでございます。

公募の公告に基づきまして、本件土地等の財産処分について協議した結果、本件土地等につきましては、多良木町が寄附により取得したものであること、寄附者が本件土地等を福祉

目的で使用してほしいとの希望があったこと、事業者が本件土地に施設整備する場合、既存の建物の撤去や土地造成に費用が発生することなどを考慮いたしまして無償としたものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第8 「議案第40号」 多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第40号、多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについて説明を求めます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは議案第40号、多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについてご説明をいたします。

まず今回の制定の理由といたしましては、国営川辺川土地改良事業で球磨川右岸の農地の営農基盤整備を目的に、本町を含めた6市町村で計画をされ、昭和58年度に着手をしております。令和3年度に全ての工事事業関係が完了する予定となっております。

これまでの事業により算定された負担対象事業費に基づき、市町村負担金及び農家負担金が発生します。この負担金の徴収方法として、市町村が市町村負担金、農家負担金を徴収し、熊本県へ納入する方法である市町村ルート、土地改良法第90条第5項により行うということが国営川辺川総合土地改良事業地区行政連絡協議会で決定をされております。

この市町村ルートで徴収するため、関係ある6市町村で3月定例会議へこの国営川辺川土地改良事業負担金等徴収条例を同時に上程する予定となっております。

条例の内容としましては、第1条の趣旨につきましては、土地改良法第90条第6項の規定により、国営事業に係る負担金を徴収することを定めております。

第2条につきましては、受益者から負担金を徴収することを定めております。

第3条で受益者の負担金額について定めております。

第4条で徴収方法について各年度での徴収方法を定めており、第2項で一括償還、繰上償還時の徴収について定めをしております。

第5条で災害その他特別な事情があるときの負担金の減免及び徴収猶予について定めております。

第6条におきましては、目的外使用等につきまして、特別徴収金を徴収できることを定めております。

第7条では、負担金等の徴収について必要な事項を別に定める委任の規定でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。どうぞよろしく願いいたします。

日程第9 「議案第41号」 租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第41号、租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第41号についてご説明申し上げます。

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めることとするものでございます。条建てで一部改正を行っておりまして、3本の条例を改正をお願いするものでございます。

第1条で税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正、第2条で多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、第3条で多良木町下水道条例の一部改正となっております。

内容を新旧対照表の方で説明いたしますのでお願いいたします。まず税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正の新旧対照表でございますが、改正前の附則第2項の中で下線を引いておりますが、特例基準割合（当該年の前年にとありますのが、改正後は延滞金特例基準割合（平均貸付割合ということに改正をするものでございます。

銀行の新規の短期貸付約定平均金利を利用した割合ということで、ほかの下線の部分につきましても同様に名称の変更を改正するものでございます。

改正後の3項の方に前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とするということで、平均貸付割合で算出した場合、0.1%を下回ることがありますために、延滞金の割合が0%になることのないように、年0.1%を下限とするものでございます。

次の新旧対照表、後期高齢者医療の方でございますが、これも同様の改正内容でございます。

次の新旧対照表の下水道条例の改正につきましても、同様の改正内容でございますが、その次の附則のところでございますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、まず第1条の規定による改正後のもの、それから第2条の規定による改正後のもの、第3条の規定による改正後のものですが、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるということで、1月1日からの遡及適用となっております。

税条例につきましては既に改正済みでありましたが、この3条例についての適用を見落とししていたものでございます。

なお、この改正によります1月1日からの適用案件はないところでございます。

説明は以上で終わります。よろしくお願いいたします。

日程第10 「議案第42号」 多良木町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第10、議案第42号、多良木町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第42号についてご説明申し上げます。

多良木町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

新旧対照表の方をお願いいたします。第2条が職員の定数になっておりますが、この中の第2号、議会事務局の職員が改正前が2名となっております。それと第3号の監査委員の職員が1名ということになっておりまして、改正後第2号の議会事務局の職員を3名、第3号の監査委員の職員を3名（併任）ということで、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するということで、現状の職員数と乖離がありましたので、今回改正をお願いするものでございます。

合わせまして、議会事務局の職員全員を監査委員の職員に併任するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 11 「議案第 43 号」 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 11、議案第 43 号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第 43 号についてご説明申し上げます。

多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするものですが、改正理由といたしましては、本年 2 月 3 日に新型インフルエンザ等特別対策措置法の一部を改正する法律が公布され、2 月 13 日から施行されたことによりまして、本町の国民健康保険条例を改正するものがございます。

内容につきましては新旧対照表の方でご説明いたします。次のページをお願いいたします。これは附則部分の改正でございまして、内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の名称を明確化するものがございます。

表題で新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金というふうになっております。下の真ん中ほどの下線部で名称が改正後で新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症を言う。以下同じ）というふうに文言の改正がなされております。

あと附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の多良木町国民健康保険条例附則第 3 項の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとするというものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 12 「議案第 44 号」 多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 44 号、多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第 44 号についてご説明申し上げます。

多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものですが、改正理由といたしましては、介護保険事業計画が令和 3 年度に更新されることから改正を行うものがございます。

また地方税法等の改正に倣いまして、延滞金の計算部分について改正を行うものがございます。

内容につきましては新旧対照表の方でご説明いたします。次のページの方をお願いいたします。まず新旧対照表ということで、第 1 条関係でございます。表題が保険料率となっておりますが、まず第 2 条関係でございまして、第 8 期介護保険事業計画が令和 3 年度から令和 5 年度までとされていることから、下線部を令和 3 年度から令和 5 年度に変更するものがございます。

次の第 5 条関係でございまして、下線部が入っておりますが、内容といたしましては、平成 30 年度及び令和 2 年度税制改正によりまして、介護保険料や保険給付水準等に関しまして、意図せざる影響や不利益が生じないように改正を行うものがございます。

続きまして、ページでいきますと 3 ページでございまして、第 2 条関係の改正でございまして。

これにつきましては、先ほど総務課長の方からも説明がございましたが、地方税法等の改正に倣いまして、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるものでございます。2項の方におきましては、加算した割合を最低0.1%とするものでございます。

附則にまいりまして、施行期日が1、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし第2条の規定は公布の日から施行し、この条例による改正後の多良木町介護保険条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日から適用するというところでございます。

経過措置といたしまして、2項で改正後の多良木町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。3項では改正後の多良木町介護保険条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるというふうにしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第13 「議案第45号」 多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第13、議案第45号、多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第45号についてご説明申し上げます。

多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございますが、改正理由といたしましては、国におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和3年4月1日から施行されることから、この省令を参考基準といたしまして、本町条例を改正する必要があるためでございます。

内容につきましては、新旧対照表の方でご説明したいと思います。ページを何ページかめくっていただきまして、1ページからでございますが、新旧対照表でございます。

まず第3条におきましては、指定地域密着型サービスの事業の一般原則について記載されております。第3条7項は追加されておりました、内容といたしましては、事業者は人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備及び従業員への研修の実施等の措置が義務づけられたものでございます。次の8項も追加されまして、内容につきましては、サービスの提供に当たっては、市町村及び都道府県介護保険事業計画を活用し、適正かつ有効に行うよう努力規定が追加されたものでございます。

次の第6条の表題、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数ということでございますが、ここからはそのことについて記載されております。ということで次の6条第5項でございますが、これにつきましては、引用条項の整理が行われておるところでございます。

ページを開けていただきまして、次の2ページの1番下のところですね、第31条第8号でございますが、号が挿入されまして、内容につきましては運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を定めることが義務づけられたものでございます。

次の3ページにまいりまして、32条の第5項、これも項が追加されておりました、内容は、職場におけるハラスメントの防止のための措置を講ずることが義務づけられたものでございます。

次にすぐ下の第32条の2、これは条が挿入されております。内容につきましては感染症や災害時の業務継続計画の策定が義務づけられたものでございます。

次の 2 項の方では業務継続計画を周知し、必要な研修等を実施することを義務づけられ、次の第 3 項では業務継続計画の見直しや変更することを定めたものでございます。

次の第 33 条の第 3 項でございますが、項が追加されておりまして、内容は感染症が発生し、蔓延しないようにするための措置を講ずることが義務づけられ、次の 1 号では、感染症の予防、蔓延の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果の周知が義務づけられたものでございます。

ページを開けていただきまして、第 2 号では、感染症の予防、蔓延の防止のための指針の整備が義務づけられ、第 3 号では、感染症の予防、蔓延の防止のための研修及び訓練の実施が義務づけられたものでございます。

次の第 34 条の 2 項でございますが、項が追加されております。内容は運営規程等の掲示に変えて閲覧可能なファイル等で据え置くことができるように規定されたものでございます。

次の第 39 条でございますが、見直しが行われまして、内容につきましては、協議会はテレビ電話等を活用して実施できるとされております。ただし、利用者等が参加する場合はその同意が必要と規定されたものでございます。

次のページの 5 ページでございますが、第 40 条の 2、これは条が追加されております。ここでは虐待の発生等を防止するための措置を講ずることが義務づけられ、第 1 号では虐待防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果の周知が義務づけられ、第 2 号では虐待防止のための指針の整備が義務づけられ、第 3 号では虐待防止のための研修の実施が義務づけられ、第 4 号では虐待防止のための担当者設置が義務づけられたものでございます。

次からは、夜間対応型訪問介護事業について記載されております。この夜間対応型訪問事業についてでございますが、第 47 条から 59 条にかけましては夜間対応型訪問介護事業に関しまして、業務効率化や業務負担軽減の推進のために改正が行われております。その主な改正内容といたしましては、定期巡回と同様にオペレーターの併施設等の職員や随時訪問の訪問介護員との兼務、複数の事業所間での通報の受付の集約化、他の訪問介護事業所等への事業の一部委託を可能とするものでございます。

次に飛ばしまして 9 ページの方をお願いいたします。9 ページの 1 番下のところでございます。ここからは、地域密着型通所介護事業者について記載がされております。また、これ以降、先ほど説明いたしました運営規程、勤務体制、業務継続計画、衛生管理等の改正が各事業者ごとに同じ内容で出てまいります。また引用条項等の整理もございまして、その部分につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

それではページを開けていただきまして、10 ページでございます。第 59 条の 13 第 3 項でございますが、見直しが行われまして、すべての従業者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受けさせるために必要な措置を講ずることが義務づけられたものでございます。

次に第 59 条の 15 の 2 項でございますが、これは項が追加されておりまして、内容が非常災害訓練に当たりましては、地域住民の参加が努力規定として追加されたものでございます。

次は飛ばしまして、13 ページの方をお願いいたします。13 ページの 1 番上の 59 条の 34、ここからは療養通所介護事業者について記載されております。まず 59 条の 36 でございますが、見直しが行われておりまして、内容が安全・サービス委員会がテレビ電話等を活用して実施できるものと規定されたものでございます。

次のページを開けていただきまして、14 ページでございますが、第 64 条からが共用型認知症対応型通所介護事業者について記載されております。

説明が 15 ページになりますが、中程の第 66 条で見直しが行われておりまして、管理者につきまして管理上支障がない場合においては兼務についての範囲を拡大したものでございます。

ページを開けていただきまして、次の 16 ページでございます。第 82 条、ここからは小規模多機能型居宅介護事業者について記載がされております。

次のページの 17 ページの 82 条の第 6 項の第 1 号でございますが、17 ページでございますが、見直しが行われておりまして、第 1 号では職員の兼務ができる範囲につきまして、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が加えられたものでございます。また第 2 号の見直しにおきましては、職員の兼務ができる範囲につきまして、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が削除されたものでございます。

ページを開けていただきまして、19 ページでございます。ちょうど切れますが、101 条の第 3 項でございます。項が追加されておりまして、内容につきましては、過疎地域その他これに類する地域におきまして、地域の実情により効率的運営に必要であると市町村が認めた場合には、一定の期間に限り登録定員及び利用定員を超えてサービスの提供ができると規定されたものでございます。

次に開けていただきまして、20 ページでございます。110 条からでございますが、ここからは認知症対応型共同生活介護事業者につきまして説明が記載がなされております。110 条の見直しでございますが、内容としましては、利用者の安全確保や職員の負担にも配慮しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3 ユニットの場合に一定の要件のもと、例外的に夜勤 2 人以上の配置を選択することを可能とするものでございます。次に、1 番下の第 5 項でございますが、字句の整理がなされておるところでございます。

次に、21 ページの続きの第 9 項でございます。項が挿入されておりまして、内容につきましては、サテライト型認知症対応型共同生活介護事業者につきましては、介護支援専門員でない認知症介護実践者研修を修了した者を計画担当者として配置することが可能とされたものでございます。

次に次の 111 条の 2 項でございますが、項が挿入されております。内容につきましては、サテライト型認知症対応型共同生活介護事業者は本体事業所との兼務等により、管理者を配置しないことが可能とされました。

次の 113 条におきましても見直しが行われておりまして、内容につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数の弾力化が図られまして、改定後は、1 以上 3 以下とされたものでございます。

次に 22 ページでございますが、117 条の 8 項でございます。見直しが行われまして、内容につきましては、評価については外部の者あるいは運営推進会議いずれかの評価を受けなければならないと規定されたものでございます。

次に 121 条見直しが行われまして、サテライト型の場合は、本体事業者の管理者で可能と規定されたものでございます。

次に開けていただきまして、24 ページでございます。第 137 条、ここからは地域密着型特定施設入居者生活介護事業者について記載されております。改正は同じようなものでございまして、この部分につきましては同じ改正でございます。

ページを開けていただきまして、26 ページ。第 150 条のところでございますが、ここからは地域密着型介護老人福祉施設について記載がされております。第 150 条では見直しが行われまして、内容につきましては、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより、効果的な運営を期待できる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士または管理栄養士を置かないことを可能とするものでございます。

次に、すぐ下の第 4 号でございますが、これは従業者の名称を栄養士または管理栄養士としたものでございます。次の第 3 項でございますが、見直しが行われておりまして、内容につきましては、従来型とユニット型を併設する場合におきまして、入所者の処遇に支障がない場合、介護及び看護職員の兼務を可能とするというものでございます。

次の 27 ページでございますが、第 8 項と次の第 13 項ですね、ここで見直しが行われておりまして、名称を栄養士若しくは管理栄養士としたものでございます。

開けていただきまして、28 ページの 1 番下でございます。第 162 条の 2 が条が追加されておりまして、内容につきましては、栄養管理計画を明確化したものでございます。

次のページの 162 条の 3 につきましても追加されておりまして、口腔管理計画を明確化したものでございます。

ページを開けていただきまして、次の 30 ページの第 174 条の第 4 号でございます。号が追加されておりまして、内容につきましては、事故発生の防止及び発生時の対応担当者を設置することが義務づけられたものでございます。

次の 31 ページでございますが、179 条からがユニット型地域密着型介護老人福祉施設について記載されております。1 号の（イ）と（ウ）で見直しが行われておりますが、（イ）につきましては、1 ユニットの定員につきまして、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものと規定されたものでございます。（ウ）につきましては、一つの居室の床面積は 10.65 平方メートル以上とされ、2 人部屋の場合は 21.3 平方メートル以上とされたものでございます。

ページを開けていただきまして、飛ばしていただきまして 34 ページでございます。34 ページにつきましては、すいません、201 条につきましては、看護小規模多機能型居宅介護事業者について記載されております。内容は省略いたします。

最後に 35 ページでございます。第 10 章、雑則が追加されまして、第 202 条、これは条の追加でございます。内容につきましては、各種の記録の保存、交付等につきまして、原則として電磁的な対応を求めることとされまして、2 項におきましては、その範囲が明確化されたというものでございます。

最後に附則といたしまして、まず施行期日としまして、1 項でこの条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしております。

次に虐待の防止に係る経過措置といたしまして 2 項では、この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第 3 条第 7 項及び第 40 条の 2 の規定の適用については、規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第 31 条、第 55 条、第 59 条の 12、第 59 条の 34、第 73 条、第 100 条、第 122 条、第 144 条、第 167 条及び第 185 条の規定の適用につきましては、規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とするとしております。

続きまして業務継続計画の策定等に係る経過措置といたしまして第 3 項では、この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 32 条の 2 の規定の適用については、規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とするものでございます。

次の感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置といたしまして 4 項では、この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 33 条第 3 項及び第 59 条の 16 第 2 項の規定の適用につきましては、規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とするとしております。

次に認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置ということで第 5 項では、この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 59 条の 13 第 3 項、第 123 条第 3 項、第 145 条第 4 項、第 168 条第 3 項及び第 186 条第 4 項の規定の適用については、規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とするものでございます。

次にユニットの定員に係る経過措置といたしまして第6項では、この条例の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第179条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新規密着型サービス基準条例第150条第1項第3号ア及び第186条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとしております。

第7項では、この条例の施行の際現に存する建物の居室、療養室又は病室であって、改正前の多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第179条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例によるものとしております。

次に、栄養管理に係る経過措置といたしまして8項で、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第162条の2の規定の適用につきましても、新地域密着型サービス基準条例第162条の2中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」としております。

次に口腔衛生の管理に係る経過措置といたしまして、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第162条の3の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第162条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」としております。

次に、事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置といたしまして第10項で、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第174条第1項に定める措置を講じるよう努めなければとてしております。

次に介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置といたしまして第11項で、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第170条第2項第3号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとするとしております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 昼食の時間過ぎておりますけれども、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時15分より開会いたしますのでよろしくお願いたします。

（午後0時14分休憩）

（午後1時12分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 「議案第46号」 多良木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第14、議案第46号、多良木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 46 号についてご説明申し上げます。

多良木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするものでございます。

改正理由といたしましては、先の改正と同様に、国におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることから、この省令を参考基準として、本町条例を改正する必要があるためでございます。それでは新旧対照表の方で説明させていただきます。

本条例におきましては、先に説明いたしました議案第 45 号と同様の運営規程、勤務体制、業務継続計画、衛生管理等の改正が同じ内容で出てまいります。そういうことでございますので、その部分は省略させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず 1 ページは同様の改正でございますが、3 ページの方をお願いいたします。まずこの第 10 条でございますが、これにつきましては、介護予防認知対応型通所介護事業者について記載がされておるものでございます。すいません。戻りまして、第 10 条におきましては、見直しが行われまして、管理者について、管理上支障がない場合においては、兼務についての範囲を拡大したものでございます。

次が 7 ページでございます。6 ページから 7 ページにかけてでございますが、第 44 条からでございますが、ここからは介護予防小規模多機能型居宅介護事業者について記載がされておるところでございます。

第 44 条の第 6 項第 1 号でございますが、1 号におきましては、職員の兼務ができる範囲につきまして、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が加えられたものでございます。次に第 2 号では、職員の兼務ができる範囲につきまして、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が削除されたものでございます。

次に 9 ページの方でございます。9 ページの 1 番下の第 58 条でございます。58 条の 3 項が追加されまして、内容におきましては、過疎地域その他これに類する地域におきまして地域の実情により効率的運営に必要であると市町村が認めた場合には、一定の期間に限り登録定員及び利用定員を超えてサービス提供ができるものと規定されたものでございます。

続きまして、次の 10 ページでございます。10 ページの 71 条のところからでございますが、ここからは介護予防認知症対応型共同生活介護事業について説明がなされておるところでございます。71 条におきましては、改正が行われまして、その内容につきましては、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から 3 ユニットの場合に一定要件のもと、例外的に夜勤 2 人以上の配置を選択することを可能とするものでございます。

続きましてページが 12 ページでございます。ここは第 71 条の第 9 項でございますが、項が挿入されまして、内容といたしましては、サテライト型介護予防認知症対応型共同生活介護事業所におきましては、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了したものを計画策定担当者として配置することが可能とされたものでございます。

続きまして、中程の第 72 条でございます。2 項が挿入されまして、内容はサテライト型介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は本体事業所との兼務等により、代表者及び管理者を配置しないことが可能とされたものでございます。

次に次の第 74 条。見直しが行われまして、内容といたしましては、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数の弾力化が図られ、改定後は 1 以上 3 以下とされたものでございます。

次の 13 ページでございます。第 79 条でございますが、見直しが行われまして、内容としましては、サテライト型の場合は本体事業者の管理者で可能とされたものでございます。

次におきましては、以上本則部分の説明は以上でございます。

あと最後に、附則とうたわれておりますが、この部分につきましても、先ほどと言いますか、第 45 号議案ですかね、あれと同様の附則でございますので、省略させていただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

日程第 15 「議案第 47 号」 多良木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 47 号、多良木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 47 号についてご説明申し上げます。

多良木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

改正理由につきましては、先ほどと同じく、国におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることから、この省令を参考基準として本町条例を改正する必要があるためでございます。

それでは新旧対照表の方をお開けください。この条例改正におきましても、先にご説明いたしました議案第 45 号、46 号と同様の運営規程、勤務体制、業務継続計画、衛生管理等の改正が同じ内容で出てまいります。そういうところから、その部分は省略させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ということでもまず 1 ページの第 5 条でございます。5 条の 2 項でございますが、見直しが行われまして、その内容といたしましては、居宅介護支援事業の管理者におきましては、その確保が困難な場合は、介護支援専門員を管理者とすることが可能とされたものでございます。

次に第 6 条の第 2 項でございます。見直しが行われまして、その内容におきましては、居宅介護支援の提供に当たっては、サービス内容の提供割合等についても説明を行い、理解を得なければならないとされたものでございます。

次に 3 ページの方に入りますが、第 15 条の第 20 号の 2 ですね、これは号の挿入でございます。内容につきましては、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランにつきまして、市町村に提出しなければならないとされたものでございます。

次に 6 ページでございます。これは中ほどですが、本則中の附則ということで改正されております。まず附則の第 2 項におきましては、介護支援専門員を管理者とすることができる期間を令和 9 年 3 月 31 日までとするものでございます。

また 3 項におきましては、令和 3 年 4 月 1 日以後についての文言の整理を行ったものでございます。

あと最後に附則をあげておりますが、これにつきましても、先の説明と同様となりますので省略させていただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

日程第 16 「議案第 48 号」 多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 16、議案第 48 号、多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 48 号についてご説明申し上げます。

多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

まず改正理由といたしましては、同様に国におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることから、この省令を参考基準といたしまして、本町条例を改正する必要があるためでございます。内容につきましては、新旧対照表の方で説明させていただきます。

この条例につきましては、すべて先に説明させていただきました議案第 45 条、46 条、47 条と同様の改正でございます。そういうことで、本則部分及び附則部分ですね、につきましても、同様でございますので、割愛させていただきます。

そういうことでどうぞよろしく願いいたします。

日程第 17 「議案第 49 号」 多良木町八日原運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 49 号、多良木町八日原運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 49 号についてご説明申し上げます。

多良木町八日原運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

今回の改正は使用料の改正でございます。新旧対照表をお願いいたします。

第 5 条が使用料になっておりまして、改正前でまずあの使用料は無料とするとなっておりまして、ただし夜間照明施設を使用するものは使用料を納めなければならないということで、下の別表のところにも夜間照明施設ということで、ソフトボールコート、テニスコートということで規定がしてありました。

今回、改正をお願いいたしますのは、使用料の第 5 条につきましては、テニスコート及び野球・ソフトボールコートを使用するものは、使用料を納めなければならないとするものでございます。

別表におきましても、野球・ソフトボールコートについてが、7 時から 18 時まででは無料、18 時から 22 時までが 1 時間につき 1,200 円ということで、金額自体につきましては変わってはいないところでございます。

テニスコートにつきましては、7 時から 18 時につきまして 1 面ごと 1 時間につき 200 円を納めていただくということにするものでございます。18 時から 22 時につきましては、1 面ごと 1 時間につき 400 円ということで、これも金額につきましては変わってないところでござい

ます。

附則といたしまして、令和3年4月の1日から施行をするものということで、特にテニスコートの日中について有料化をしておりますが、テニスコートの設備が特殊なために、毎年こう修繕費であったり、そういった維持費が発生しますので、有料とさせていただきたいと思っております。

なお町内の社会教育団体などが使用される場合には、使用料の免除で取り扱いと思っております。

説明は以上で終わります。よろしくお願いいたします。

日程第18 「議案第50号」 多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第18、議案第50号、多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） 議案第50号につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

まずこの条例の提案理由でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が行われまして、この省令の名称を引用しております本条例の一部を改正する必要があるためでございます。改正の部分につきましては、次ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

改正前の第3条でございますが、第2号におきまして、ただいま申し上げました地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令とありますのを、左の方の改正後でございますが、第25条の部分を第26条に改めるといふものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

ここに経過措置等は上げておりませんが、現在この条例によって対象となる事業者が1件もないということでございますので、経過措置につきましては設けておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第19 「議案第51号」 多良木町が管理する町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第19、議案第51号、多良木町が管理する町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第51号についてご説明申し上げます。

多良木町が管理する町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

今回の改正は国におきまして、道路構造令の一部を改正する政令が平成31年4月に施行され、新たに自転車通帯に関する規定が盛り込まれたことから、本町においても自転車通行帯等に関する規定を新たに設けるために、本条例の一部改正を行うものでございます。

なお、町道の構造の技術的基準におきましては、道路構造令を参酌いたしまして条例によ

り基準を定めなければならないこととなっておりますので、今回、道路構造令の基準と同等に条例改正を行いたいと考えております。

以下、改め文をつけておりますけれども、改正内容につきましては、新旧対照表についてご説明申し上げます。新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思います。

今回、自転車道の規定でございます第10条を第11条といたしまして、以降各条を1条ずつ繰り下げております。第10条を自転車通行帯に関する規定として新たに加えるものでございます。

第10条の第1項といたしまして、自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路におきまして、町道の左寄りに自転車通行帯を設ける。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでないとするものでございます。

第2項におきましては、自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合に、車道の左寄りに自転車通行帯を設けるものとするものでございます。ただし、第1条と同じように、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでないとするものでございます。

第3項におきまして、自転車通行帯の幅員は1.5メートル以上とし、地形等によりやむを得ない場合には1メートルまで縮小可能とするものでございます。

第4項で自転車通行帯の幅員については、自転車の通行状況を考慮して定めるものを新たに規定として加えております。

さらに第11条といたしました自転車道の規定の中で第1項、第2項の条文中にそれぞれ道路の設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを加えるものでございます。

以下、条ずれが生じることで、各条項の整理を行っておるものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

日程第20 「議案第52号」 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第20、議案第52号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

現在、町営住宅口の坪団地におきまして、木造平屋建1棟2戸を建築中でございます。令和3年度からの住宅管理の開始を予定をしております。また、既存の住宅の解体等も進めている状況でございます。このため、住宅の管理開始に当たりまして、第3条別表を改める必要があるため、今回条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては新旧対照表にてご説明申し上げます。

今回、別表の口の坪の項の建設年度昭和36年、構造木造瓦葺平屋建、形式3K、面積34.71平米、戸数一戸につきましては、年度内に解体を予定してしますので今回削除といたします。

また改正前の次の2段目でございますけれども、昭和36年木造瓦葺平屋建、3K、28.93平米、戸数2戸でございますけれども、もう既に1戸が解体済みでございますので、こちらにつきましては、戸数を一戸に改めるものでございます。

次のページ、2ページをお開きください。改正後の2段目でございますけれども、令和3年木

造瓦葺平屋建、3DK、62.66 平米、戸数 2 戸につきまして今建設中でございますので、この 2 戸を新たに追加をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

日程第 21 「議案第 53 号」 多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 21、議案第 53 号、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 53 号についてご説明申し上げます。

多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

定数の改正をお願いするものでございます。次のページの新旧対照表をお願いいたします。

第 2 条が定員のところでございますが、団員の定数を現在の 480 人以内から 450 人以内にするものでございます。

附則で施行期日は令和 3 年 4 月 1 日といたしております。

現在の団員数が 430 名でございます。人口減少、高齢化等によりまして、増加が見込めないというところで提案をさせていただくものでございます。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 22 「議案第 54 号」 令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 22、議案第 54 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 54 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 4,594 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87 億 9,688 万円とするものでございます。債務負担行為の補正を第 2 条で行っております。地方債の補正を第 3 条で追加、変更、廃止を行っております。

今回の補正につきましては、年度末へ向けまして、各事務事業の精算によります減額が主となっております。特に、令和 2 年豪雨災害復旧事業について、翌年度以降に実施をしますために、本年度発注分以外の減額、また社会資本整備総合交付金事業の減額が主ということになっております。

6 ページをお願いいたします。第 2 表で債務負担行為の補正で変更でございます。事項の欄で、第二多良木地区農業水利施設保全合理化事業でございまして、今回、国の補正予算によります事業量の増加で補正をいたしております。補正後の 2 の (1) 借入金額が 2,145 万円にしております。420 万円の増ということになっております。

7 ページをお願いします。第 3 表で地方債の補正でございます。まず追加といたしまして、起債の目的欄で 9. 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ということで、限度額を 2,140 万とするものでございます。これは国の補正予算によります追加事業分でございます。第二

多良木地区、それから社会資本整備総合交付金事業、向原大豊町線、馬門宮ヶ野線の整備事業に充てるものでございます。

次に10で減収補填債といたしまして、限度額を1,348万9,000円といたしております。今回あの新型コロナの影響によります減収が見込まれる税目が新たに追加されまして、減収分の交付税精算が交付税措置とされたために、その減収分を追加するものでございます。この地方債を借り入れないと交付税措置がなされないということで、今回、追加をするものでございまして、内訳が地方消費税交付金分、これは交付税措置が75%になるものです。

それから地方揮発油税譲与税分、これは交付税措置は100%でございます。と市町村たばこ税、こちらは交付税措置75%となるものでございます。

次に変更でございますが、起債の目的欄の2の過疎対策事業債で補正後の限度額を4億1,070万といたしております。6,430万円の減で、社会資本整備総合交付金事業、それから過疎のソフト事業分が減ということにしております。7の災害復旧事業債につきましては、補正後で限度額を1億4,540万円といたしております。1億3,320万円の減でございます。災害復旧事業を翌年度以降でも実施するためでございます。

11ページをお願いいたします。歳入歳出ともに、実績見込みなどで減額の補正が主でございますので、その中でも主なものだけ説明させていただきたいと思っております。

まず歳入でございますが、款の10、地方交付税で9,124万6,000円を普通交付税といたしまして計上いたしております。今回の補正の財源調整で計上しましたが、主に減債基金の取り崩しを減額するための財源としております。款の12、分担金及び負担金、項の1、分担金、目の1、農林水産業費分担金で節の1、農業費分担金、説明欄で県営農業水利施設保全合理化事業費分担金で第二多良木地区で420万円を計上いたしております。これは国の補正予算による事業費の追加によるものでございます。款の13、使用料及び手数料、項の1、使用料で総務使用料で492万7,000円の減、民生使用料で600万円の減ということで、ブルートレインとそれからえびすの湯の減額でございます。いずれも新型コロナの影響によるものでございます。

12ページをお願いいたします。款の14、国庫支出金、項の1、国庫負担金、目の1、民生費国庫負担金で節の3、児童手当負担金で387万6,000円の減でございます。精算交付申請によるものでございます。節の4、障害者福祉費負担金948万3,000円の減でございます。説明欄のとおり、交付決定による減額でございます。目の3、災害復旧費国庫負担金、節の1、公共土木施設災害復旧費負担金で1,834万2,000円の減額でございます。災害復旧事業を一部、来年度予算へ計上するための減でございます。項の2、国庫補助金、目の2、民生費国庫補助金、節の2、児童福祉費補助金で543万3,000円の増でございます。教育・保育給付交付金ということで、公定価格改定などに伴います増でございます。目の5、土木費国庫補助金で3,703万4,000円を減額いたしておりますが、次のページに続いておりますが、社会資本整備総合交付金のものでございまして、交付金内示や精算による減となっております。

次のページのその節の1の道路橋りょう費補助金がそれになりますが、減となっておりますが、この中には国の補正予算によります追加交付分が1,725万円分は入っているところでございます。目の7、教育費国庫補助金、節の2、社会教育費補助金で2,386万円の減で、社会資本整備総合交付金で実績による減でございます。目の8、商工費国庫補助金、節の1、商工費補助金で238万8,000円の減で、地方創生推進交付金の減で、観光地域づくりプロジェクト分ということになっております。目の9、災害復旧費補助金、節の1、公共土木施設災害復旧費補助金で721万4,000円の増でございます。査定設計委託費などの分が増ということでございます。款の15の県支出金、項の1、県負担金、目の1、民生費県負担金で節の3、児童福祉費県負担金939万3,000円の減となっておりますが、教育・保育給付費県負担金で公定価格改定等に伴う減でございます。

14 ページをお願いいたします。節の 5、障害者福祉費県負担金で 478 万 8,000 円の減額としておりますが、交付決定に伴います減額でございます。節の 7、災害救助費県負担金で 673 万円の減額をいたしておりますが、被災住宅の応急修理の繰替支弁費の確定に伴います減でございます。項の 2、県補助金、目の 1、総務費県補助金で節の 4、移住支援事業費県補助金で 150 万円減額いたしております。これはちょっと実績がなかったということで減額でございます。目の 2、民生費県補助金、節の 5、障害者福祉費県補助金で 447 万 1,000 円減額いたしております。説明欄のとおり交付見込みによります減でございます。

15 ページをお願いいたします。目の 4、農林水産業費県補助金で節の 1、農業費県補助金で 313 万 8,000 円の減、それから節の 2、林業費県補助金で 1,277 万 8,000 円の減でございます。それぞれ説明欄のとおり交付決定、あるいは実績見込みによります増減ということになっております。

16 ページをお願いいたします。目の 5、土木費県補助金、節の 1、住宅費県補助金で 646 万 2,000 円を減額いたしております。説明欄の 1 番上のがけ地近接等危険住宅移転事業費県補助金から 3 行目の熊本地震復興基金交付金につきましては、申請がなかったために減額ということにしております。目の 7、災害復旧費県補助金、節の 1、林業用施設災害復旧費県補助金で 9,358 万 7,000 円減額いたしております。次年度以降に予算計上するための減額でございます。節の 2、都市災害復旧事業費県補助金で 804 万 2,000 円減額いたしております。堆積土砂排除事業費県補助金で実績による減でございます。節の 3、農業用施設災害復旧費県補助金で、説明欄の令和 2 年災 農業用施設災害復旧費県補助金で 1,923 万 1,000 円の減でございます。補助率の方が増高になって補助率上がっておりますけど、翌年度に計上するために減額でございます。その下が令和 2 年災 農業用施設査定設計委託費県補助金で 780 万 3,000 円を計上いたしております。これは対象になったために増額でございます。

17 ページをお願いいたします。款の 16、財産収入、項の 2、財産売払収入、目の 1、不動産売払収入、節の 2、その他の不動産売払収入で 3,036 万 8,000 円を減額いたしております。町有林立木売払収入でございますが、7 月豪雨によりまして事業面積の減少と事業着手の遅れによりまして搬出量が減少したものでございます。款の 17、寄附金、項の 1、寄附金、目の 1、一般寄附金で 29 万 9,000 円を計上いたしておりますが、これ元議員の方が叙勲を受賞されましたが、祝賀会中止のために経費を寄附されたものでございます。目の 2、指定寄附金で説明欄になりますが、1 番上の指定寄附金ということで 3 万円計上しておりますが、これは災害に対する寄附で、球磨郡町村会を経由しての寄附になります。2 行目が多良木町ふるさと応援寄附基金で 4,000 万円を追加いたしております。これ寄附総額の見込みを 9,000 万といたしまして補正をいたしております。から小中学校指定寄附金で 80 万円を計上いたしております。人吉球磨林業機械センターから、分校を除きます各小中学校へ 20 万円ずつ寄附をされております。こちらにつきましては、G I G A スクール整備事業などへの財源に充当をさせていただいております。款の 18、繰入金、項の 1、基金繰入金、節の 1、多良木町減債基金繰入金で 1 億 2,000 万円を減額いたしております。今回の補正の一般財源の減額分と地方交付税の留保分の計上で、一部取りくずしをしないということにするものでございます。

18 ページをお願いいたします。款の 20、諸収入、目の 5、造林受託事業収入で 208 万 9,000 円を減額いたしております。森林研究・整備機構造林受託事業収入で事業実績による減額でございます。

項の 4、雑入、目の 5、雑入で 19 ページになりますが、説明欄の下から 4 行目でございます。熊本県市町村振興協会市町村交付金で 288 万 6,000 円を追加いたしております。これではハロウィンジャンボ宝くじの収益金で、こちらにつきましては、公民館費の図書室の人件費に充当をいたしております。からその次の熊本県派遣職員給与等負担金で 350 万 1,000 円の追加、あさぎり町派遣職員給与等負担金で 508 万 5,000 円の追加。これは職員の派遣先からの負

担金でございます。から派遣職員共済組合負担金ということで 87 万 2,000 円を計上いたしております。これはたらぎまちづくり推進機構から職員 2 名分を受け入れるための予算でございます。

款の 21、町債でございます。まず目の 1、総務債で 1,348 万 9,000 円を追加いたしております。節の 2 で減収補填債ということでございます。目の 3、農林水産業債、節の 1、農業農村整備事業債で 560 万円を追加。第二多良木地区の分で国の補正予算によるものでございます。それから節の 3、過疎地域自立促進特別事業債で 650 万円を減額いたしております。説明欄の事業に充当してはありますが、過疎のソフトの配分がなかったために減額をいたしております。目の 5、土木債、節の 1、道路整備事業債で 1,040 万円の減額でございます。説明欄のとおり、実績見込みにより減額するものでございます。節の 2、過疎地域自立促進特別事業債で 1,100 万円の減額でございます。こちらも住宅リフォーム事業に充ててはありますが、ソフトの配分がなかったために減額でございます。それから目の 7、教育債、節の 1、過疎地域自立促進特別事業債が説明欄のとおり、まず学校 ICT 支援員配置事業で 450 万円の減。こちらもソフトの配分がなかったために減額でございます。それから中学校校舎改築事業の基本設計 790 万円の減ですが、こちらにも充当してはありますが、こちらは配分が減額となったために、このように補正をいたしております。

20 ページをお願いいたします。節の 2 の社会教育施設整備事業債と、節の 3 の学校教育施設等整備事業債につきましては、実績見込みにより減額をいたしております。目の 8、民生債、補正額が 1,320 万円減額いたしておりますが、こちらにつきましては、貸付の申請がなかったために減額をするものでございます。目の 9、災害復旧債で 1 億 3,320 万円の減額でございます。各節とも、本年度事業費の減額によるものでございます。

21 ページから歳出でございます。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費の節の 18、負担金補助及び交付金の負担金で 1 番最後の行ですが、熊本県派遣職員給与費等負担金で 643 万 6,000 円を計上いたしております。本町に派遣されている県職員の分でございます。22 ページをお願いいたします。目の 5、財産管理費、節の 10、需用費で 139 万 7,000 円修繕料を計上いたしておりますが、中山運動広場の方に排土の置き場をしておりますが、その水路の修繕が必要になりましたために計上いたしております。それから目の 6 の庁舎維持管理費の節の 10 の需用費の修繕料で 122 万 8,000 円追加をいたしておりますが、1 階のトイレの洋式化の予算が不足するために追加をいたしたものでございます。

24 ページをお願いいたします。目の 10、まちづくり推進事業費、節の 12、委託料で 317 万 3,000 円ふるさと納税推進事業委託料を計上いたしております。これは年度末までの不足見込み額を計上をいたしております。節の 18、負担金補助及び交付金で説明欄の補助金で、農林商工担い手対策補助に 240 万円を計上いたしております。これは農業 2 名、林業 2 名、商業 4 名の分になります。これに過去に申請されなかった人の分も今回計上しているところでございます。それから交付金の方でたらぎ町音楽祭また姉妹町交流事業の交付金を減額しておりますが、2 件ともコロナの影響により中止になったものでございます。目の 11、交通安全対策費、節の 12、委託料で 143 万 6,000 円減額をいたしております。交通安全啓発等活動委託料ですが、同様にコロナの影響などで活動が少なくなり減額をするものでございます。目の 13、諸費、節の 18、負担金補助及び交付金の負担金でくま川鉄道再生協議会に 50 万 6,000 円を計上いたしております。これは協議会の人件費分の増額でございます。

それから補助金で、次の 25 ページにいけますが、地方バス路線維持費補助で 451 万 3,000 円の減、くま川鉄道経営安定化補助で 693 万 7,000 円の増ということで、補助金額の確定により増減をさせたものでございます。目の 14、基金費、節の 24、積立金 4,000 万を多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立に計上いたしております。歳入で計上した額を積み立てるものでございます。目の 15、移住定住促進事業費で 356 万 5,000 円減額をいたしております。

新型コロナの影響によりまして、移住相談会などの中止によりまして減額をするものでございます。目の 16、地方創生推進交付金事業費で 865 万円を減額いたしております。これ年度末までの見込みで減額をいたしております。

26 ページをお願いいたします。この中で節の 18 の負担金補助及び交付金の交付金で、まず多良木町しごと創生機構交付金で 702 万 2,000 円の減額でございます。これはこの以前のしごと創生機構の精算に伴う減でございます。それから多良木町地方創生推進交付金 87 万 3,000 円ですが、これがたらぎまちづくりの財団の方の交付金になりますが、ちょっと先ほど歳入でも説明しましたが、職員 2 名分の共済組合の負担金相当額を計上いたしております。ちょっと歳出で出してまた歳入で返ってくるというような形になるんですが、これは派遣の協定内容によりまして、こういった方法になるものでございます。

28 ページをお願いいたします。項の 4、選挙費で目の 3、町長選挙費で 615 万 9,000 円を減額いたしております。これは投票がなかったための減額でございます。

32 ページをお願いいたします。款の 3、民生費、項の 1、社会福祉費、目の 3、国民健康保険費で節の 27、繰出金で 694 万 1,000 円を減額いたしております。それぞれ交付決定などに伴います増減でございます。目の 4、障害者福祉費で節の 12、委託料で説明欄の障がい福祉計画策定委託料で 227 万 7,000 円を減額いたしております。これは契約残になります。その下の遠隔手話サービス体制整備委託料で 106 万 2,000 円を追加いたしております。これは新型コロナの影響によりまして、行政機関などへの相談時や災害時などの手話通訳者などの同行が困難な場合に、情報通信技術を活用した遠隔手話サービスの導入の経費ということでございます。これ国庫補助事業で補助率は 10 分の 10 でございます。

33 ページをお願いいたします。節の 19、扶助費で 1,948 万 9,000 円の減額でございます。説明欄のとおり、実績見込みにより増減をいたしております。目の 5、老人福祉費で節の 19、扶助費、説明欄で老人保護措置費 養護老人ホームで 598 万 9,000 円を増額いたしております。これは措置入所が増えるということで、9 名が 14 名になるために増額ということでございます。

目の 7、介護保険整備事業費、節の 12、委託料で 393 万 2,000 円を減額いたしておりますが、次の 34 ページをお願いいたします。これ第 8 期の老人福祉計画、それから介護保険の事業計画の業務委託で、契約金額の確定に伴います減額でございます。目の 9、後期高齢者医療費で節の 27、繰出金で 125 万 6,000 円の減額でございます。これは交付申請額により減額をしたものでございます。項の 2、児童福祉費、目の 1、児童福祉総務費で節の 22、償還金利子及び割引料で 191 万円の追加でございます。国県補助金等返納金ということで、令和元年度の子ども子育て支援交付金、それから児童虐待等総合支援事業費補助金の返納でございます。目の 2、児童措置費、節の 18、負担金補助及び交付金で 1,508 万 2,000 円を減額いたしております。説明欄のとおり、公定価格改定、それから入所児童数の変動により増減でございます。

35 ページをお願いいたします。19 節の扶助費で 551 万円の減額でございます。児童手当でございまして、年度末での支払い見込み額で減額をいたしております。節の 22、償還金利子及び割引料で 1,401 万 7,000 円を追加しております。国県補助金等返納金ということで、平成 31 年度子どものための教育・保育給付費給付対象経費の見込みは大きくしてございまして、また反対に徴収金の見込みが小さかったためにこの多額の金額になったものでございます。項の 3、災害救助費、目の 1、災害救助費で節の 10、需用費で 835 万 4,000 円の減額でございます。修繕料といたしまして、被災住宅の応急修理に伴います繰替支弁費でございます。実支払い額に伴う減額でございます。節の 12 の委託料 658 万 7,000 円の減額と、節の 13 の使用料及び賃借料の 97 万 6,000 円の減額につきましては、災害廃棄物仮置場関係でございまして、実績により減額するものでございます。節の 14、工事請負費で 608 万 4,000 円の減額。堆積

土砂排除工事で、こちらの実績による減でございます。節の 20、貸付金 1,320 万円の減額。災害援護資金貸付金で貸付の希望がなかったための減額でございます。

款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 1、保健衛生総務費で節の 18、負担金補助及び交付金で説明欄の負担金の公立多良木病院企業団の病院事業で 2,506 万 3,000 円を計上いたしております。今年度から国の特別交付税措置の見直しに伴いまして、増額となるところでございますが、これまで特別交付税につきましては、算入が不明確であった算出基礎となっておりました。今回から実際の特別交付税算入額に合わせた算出基礎となったことで増額となったわけでございますが、実際、特別交付税に算入されておりますので、財源的な裏づけはあるというところでございます。

36 ページをお願いいたします。目の 2、予防費、節の 12、委託料で 383 万 5,000 円の減額でございますが、説明欄のとおり、住民健診などで実績見込みによる減でございます。目の 4、母子保健事業費、節の 12、委託料も 117 万 9,000 円の減額で、こちらと同様でございます。

37 ページをお願いいたします。目の 7、環境衛生費、節の 18、負担金補助及び交付金で 932 万 4,000 円の追加でございます。人吉球磨広域行政組合の汚泥再生処理センター費でございます。7 月豪雨によりまして、災害廃棄物処理事業費分でございます。他市町村につきましては、災害対策債を借り入れて負担するものでございますが、この災害対策事業債は元利償還金の 95%が交付税措置されるものでございます。ただ本町につきましては、災害対策債の発行要件を満たしておりませんので、この起債の対象にはならないために一般財源で対応いたしますが、同様に、一般財源で対応いたしましても、95%の特別交付税措置があるものでございます。目の 8、浄化槽設置事業費で 287 万 8,000 円の減額でございます。これは実績見込みによる減でございます。

40 ページをお願いいたします。款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費、目の 8、地産地消推進事業費で節の 7、報償費で 173 万 8,000 円を減額いたしております。ふるさと納税の謝礼でございます。12 月末までの実績による減でございます。目の 10、農地費、節の 18、負担金補助及び交付金、説明欄の補助金でございます。1 番下の農道整備等借入金償還補助で 218 万 2000 円減額しております。償還額の確定による減額でございます。

41 ページをお願いいたします。目の 11、ほ場整備事業費、節の 18、負担金補助及び交付金で、説明欄の負担金で農業水利施設保全合理化事業 第二多良木地区で 980 万円の増でございます。国の補正予算によりまして事業費の増でございます。目の 14、農地中間管理事業費、節の 18、負担金補助及び交付金で 150 万円の減でございます。農地集積協力金で、これは対象者がなかったために減額ということでございます。

あと 42 ページをお願いいたします。項の 2、林業費、目の 2、林業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金で 351 万 3,000 円の減でございます。補助金でくまもとの森林利活用最大化事業補助でございましたが、7 月豪雨の影響によりまして事業実施主体からの申請数量が減少したために減額するものでございます。

43 ページをお願いいたします。目の 3、造林費で 4,067 万 9,000 円を減額いたしております。主伐間伐経費の減額でございます。7 月豪雨によりまして間伐事業面積の減少と事業着手が遅れたために減額とするものでございます。目の 4、森林研究・整備機構分収造林受託事業費で 216 万 6,000 円の減額でございます。これは実績による減額でございます。目の 5、林道費で 393 万 3,000 円の減額でございます。7 月豪雨によりまして、道路が寸断されまして、林道の維持管理が困難となったために減額するものでございます。

45 ページをお願いいたします。45 ページの上の方が前のページの商工費の観光費から続いておりますが、節の 18 の負担金補助及び交付金の負担金で、2 行目の人吉球磨観光地域づくり協議会で 477 万 6,000 円の減額をいたしております。これは協議会の決算見込みによる減額でございます。それから款の 8、土木費、項の 1、土木管理費、目の 1、土木総務費で節の 18、

負担金補助及び交付金で補助金のところでございますが、減額をしいたしておりますが、実績による減でございますが、1番上の木造建築住宅耐震診断からアスベスト含有調査の補助につきましては、申請がなかったというものでございます。

46 ページをお願いいたします。項の2、道路橋りょう費、目の1、道路橋りょう総務費で149万3,000円の減額でございます。これは県からの負担額通知による減額でございます。目の2、道路維持費、節の12、委託料で説明欄で測量設計委託料で669万2,000円の減額でございます。これ実績と、それから次年度との事業量調整のために減額となっているものでございます。それから町道点検補修業務委託料で100万円を追加しておりますが、これあの7月豪雨などの災害で対応が増えたために増額をしているものでございます。目の4、社会資本整備総合交付金道路事業費で2,586万1,000円の減額をいたしております。これ実績と、それから次年度との事業量調整のために減額もありますが、国の補正によります追加事業費も計上いたしております。そこで調整した上での減額ということで、内容につきましては、各節説明欄のとおりになっております。

47 ページをお願いいたします。項の4、住宅費、目の1、住宅管理費で節の12、委託料116万円の減額ですが、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料で実績による減でございます。項の5、下水道費、目の1、下水道整備費で節の27、繰出金で702万3,000円の減でございます。決算見込みに伴う減額でございます。款の9、消防費、項の1、消防費、目の1、消防総務費で241万9,000円の減額でございます。上球磨消防組合の補正に伴います負担金の減額でございます。目の2、非常備消防費で226万1,000円減額いたしております。各節説明欄のとおり、新型コロナの影響によりまして活動などが減少しましたことによる減額でございます。

48 ページをお願いいたします。目の4、災害対策費、節の18、負担金補助及び交付金で177万7,000円の減額でございます。補助金で多良木町自然災害等による被害復旧事業補助ですが、実績見込みによりまして減額するものでございます。款の10、教育費、項の1、教育総務費、目の2、事務局費、節の13、使用料及び賃借料で120万8,000円の減でございます。校務支援システムリース料で、これリースの開始月が予定よりも遅くなったために、残額を減額するものでございます。

49 ページをお願いいたします。項の3、中学校費、目の3、中学校校舎改築事業費、節の12、委託料で1,185万円の減額でございます。校舎改築設計業務委託料で契約残額と、それから地質調査業務委託料の減でございます。新型コロナ、それから7月豪雨の影響により、契約が遅れたために地質調査業務については、令和3年度で実施をするために減額するものでございます。

項の4、社会教育費、目の1、社会教育総務費で次の50ページをお願いいたします。節の14、工事請負費で130万円の減額をいたしております。旧白濱旅館の塀の設置工事でありましたが、隣接のちょっと境界問題によりまして実施ができなかったために減額するものでございます。

51 ページをお願いいたします。項の5、保健体育費、目の2、体育施設費、節の14、工事請負費で2,105万6,000円の減額でございます。これは町民体育館の改修工事で完了によりますものでございます。款の11、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、目の1、農業用施設災害復旧費で節の12、委託料で1,335万7,000円の追加でございます。測量設計業務委託料で、これは土改連に発注をいたしておりましたが、土改連の方も業務量が多く、土改連の方が外注対応となったために増額とするものでございます。節の14、工事請負費で6,120万2,000円の減額でございます。災害復旧工事で翌年度以降で実施のために減額をするものでございます。節の18、負担金補助及び交付金で負担金で土地改良区災害復旧事業で133万円を追加いたしております。これは7月豪雨と台風10号で幸野溝土地改良区の施設、用水路でございますが、の堆積土砂撤去費用の一部を負担するものでございまして、受益面積割で

湯前町 21%、あさぎり町 34%、多良木町 45%のうち、そのうちの 80%を負担するものでございます。から補助金の小規模災害復旧事業補助で 568 万 7,000 円を減額しております。実績による減でございます。目の 2、林業用施設災害復旧費、節の 10 の需用費の修繕料で 634 万 8,000 円の減、節の 12 の委託料で 452 万 8,000 円測量設計業務の減ですが、実績見込みによる減額でございます。

52 ページをお願いいたします。節の 14 の工事請負費で 1 億 5,037 万 7,000 円を減額いたしております。これも翌年度以降で実施のために減額するものでございます。項の 2、公共土木施設災害復旧費、目の 1 も同じですが、節の 12、委託料で 716 万 3,000 円の減。これは測量設計業務委託料で実績見込みによる減額でございます。節の 14 の工事請負費につきましても、3,120 万円の減ということで、翌年度以降で実施のために減額をするものでございます。

あと 53 ページから給与費明細書を付けております。

それから 58 ページが債務負担行為の調書、59 ページが地方債現在高の調書になっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 24 分休憩）

（午後 2 時 33 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 23 「議案第 55 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第 4 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 23、議案第 55 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 55 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 336 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12 億 8,502 万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、補助金等の決定通知があったことが主な補正要因ということでございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明させていただきます。

6 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 1、国民健康保険税、項の 1、目の 1、一般被保険者国民健康保険税及び目の 2 の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、それぞれ 193 万円の減額、退職が 5 万 1,000 円の減額ということで、決算見込みによる減額補正ということでございます。続きまして款の 3、国庫支出金、項の 1、国庫補助金、目の 2、国民健康保険災害臨時特例補助金でございますが、補正額が 5 万 9,000 円ということで、これは豪雨災害対応分でございます。令和 2 年 7 月豪雨災害による国保税減免分に対する国庫補助金でございます。ちなみに 7 件ございました。うち 2 件分が転入者分ということでございます。

次に 7 ページの方でございますが、款の 6、繰入金、項の 1、他会計繰入金、目の 1、一般会計繰入金でございますが、まず節の 1 の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、それと節の 2 の保険者支援分でございますが、1 の方が 138 万 6,000 円の増、2 の方が 312 万 2,000 円の減ということでございますが、いずれも繰入金の財源である国県負担金等の決定通知による補

正でございます。次に、節の4の出産育児一時金等繰入金でございますが、224万円の減額でございます。これにつきましては、出産見込み数が2件ということでございますので、それに伴いまして減額を行ったところでございます。次に、款の7の繰越金でございますが、253万8,000円の増ということで、財源調整のための予算化ということでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきましては、上から2番目の款の2、保険給付費、項の4、出産育児諸費、目の1、出産育児一時金ということで、336万円の減額でございます。これは歳入と同じく、出産見込み数が2件ということになったために減額補正を行うものでございます。あとの部分につきましては、財源組替ということでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第24 「議案第56号」 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第24、議案第56号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

令和2年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ981万3,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、県補助金の減額見込みが主な補正要因でございます。内容につきましては、事項別明細の方で説明させていただきます。

5ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の1、県支出金、項の1、県補助金、目の1、へき地診療所運営費県補助金でございますが、15万2,000円の減額補正でございます。これは補助金申請に伴う減額補正でございます。次に、款の2、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金でございますが、15万2,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほどの県補助金が減ることに対応するため、一般会計から繰入をお願いするところでございます。続きまして款の4、繰越金でございますが、1,000円の増額補正ということで、これにつきましては、昨年度からの繰越金がございますので、この繰越金の科目を新設するものでございます。ちなみに200円ございました。

続きまして次のページの6ページでございます。歳出でございますが、款の1、総務費、すいません、その部分は財源組替でございます。次の款の2、予備費でございます。1,000円の増額でございますが、予算調整のため、1,000円の増額をお願いするところでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第25 「議案第57号」 令和2年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第25、議案第57号、令和2年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは、議案第57号についてご説明をいたします。

令和2年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 109 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,138 万 1,000 円とするものでございます。今回の補正につきましては、事業の実績によるものでございます。

事項別明細書にて説明させていただきますので、5 ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入になりますけれども、2 番目の款の 2、財産収入、項の 2、財産売払収入、目の 1、不動産売払収入の方で 5,000 円の補正をさせていただいております。こちらにつきましては、土地建物売払収入ということで、熊本県の方から入ってきておまして、県道中河間多良木線の石ニタ地区の災害地の土地の売り払いということで、県の方から入ってきております。

その下の繰入金になりますが、目の一般会計繰入金。こちらの方につきましては 10 万 5,000 円の補正の方させていただきます。こちらにつきましては、間伐等森林整備促進対策事業繰入金ということで、今年度から久米財産区から直接ですね、県の方に申請ができなくなっております。町をとおして財産区の方に補助金の方は流れてくるという形になっておりますので、繰入金という形でさせていただきます。こちらの方が事業の方で利用間伐の方を行っておりますけれども、面積の増ということで、今回 10 万 5,000 円の補助金額が上がってきたという形になっております。

その下の繰越金になりますけれども、99 万 1,000 円の補正をさせていただきます。こちらにつきましては、前年度の繰越金の方が確定いたしましたので上げさせていただきます。

次のページ、6 ページをご覧くださいと思います。款の 2、財産造成費、項の管理費、目の財産造成管理費になります。負担金補助及び交付金の負担金の方になりますが、2 万 4,000 円の補正をさせていただきます。こちらにつきましては、多良木町森林組合、町、久米財産区、この 3 社で森林認証管理審査負担金、こちらの方を支払っておりまして、久米財産区が面積割でいきますので、久米財産区の比率が 11.5%の方を経費の方を支払っているという形になっております。その下の積立金になりますけれども、こちらの方で 107 万 4,000 円の方を積み立てさせていただきます。こちら、前ページの歳入に合わせまして、こちらの方の積立金をさせていただきますというふうに思っております。

説明を終わります。よろしく申し上げます。

日程第 26 「議案第 58 号」 令和 2 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 26、議案第 58 号、令和 2 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第 58 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町上水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

資本的収入及び支出の補正、第 2 条として、令和 2 年度多良木町上水道事業会計予算第 4 条本文括弧書「資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 1,669 万円は、当年度分損益勘定留保資金 6,962 万 2,000 円、減債積立金処分額 4,706 万 8,000 円で補填するものとする。」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額 9,142 万 1,000 円は、当年度分損益勘定留保資金 6,962 万 2,000 円、減債積立金処分額 2,179 万 9,000 円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正を行うものでございます。

今回、収入といたしまして、資本的収入を 83 万 9,000 円を増額いたしまして 84 万 1,000 円とし、支出におきまして、資本的支出 2,443 万円を減額し 9,226 万 2,000 円とするものでございます。今回の主な補正につきましては、建設改良費の事業費の実績によるものでござい

す。次のページの1ページをお開けください。実施計画の補正（第1号）といたしまして、資本的収入及び支出でございます。負担区分に基づかない負担金といたしまして83万9,000円の増額でございます。新設配管工事に伴います工事負担金が生じたことによる増額でございます。

次のページ支出でございます。項1、建設改良費、目、原水及び配水設備費、5、配水設備更新費、6、浄水設備構成比、それぞれの工事費用の精算によりまして減額を行うものでございます。2,443万円を減額いたします。

次に財務諸表についてご説明申し上げます。まず、水道事業の会計予定キャッシュフロー計算書でございます。当初の予定から1の業務活動によるキャッシュ・フローと3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当初からの変更はございませんが、2の投資活動によるキャッシュ・フローにおきまして、今回、有形固定資産の取得による支出と負担金、補助金等の資本的収入の補正によりましてキャッシュ・フロー額がマイナスの4,507万4,000円となることから、資金の期末残高、1番下でございますけれども2億5,250万8,000円を予定とするものでございます。

次に、予定貸借対照表でございます。1の固定資産の額につきましては、変更はございませんけれども、2の流動資産の額の（1）現金・預金につきましては、先ほどのキャッシュ・フローの計算から当初予定から2億5,250万8,000円に増加となっております。負債の部については変更はございません。次の6ページの資本の部でございますけれども、資本の部の7の剰余金の（2）利益剰余金、ア減債積立金につきましては、当初の予定から1億8,865万2,803円に変更となるものでございます。

次に7ページ、予定損益計算書でございますけれども、こちらにつきましては、収益的収支の変更は行っておりませんので、当初の予定と変わりなく、当年度未処分利益剰余金、1番下でございますけれども、209万8,000円を予定としているところでございます。

次に補正予算（第1号）の説明書でございます。収入の部の負担金の目の負担区分に基づかない負担金といたしまして、今回、工事負担金でございます。2カ所分の工事負担ということで、蓮花寺地区と町道中村平松線ほかの工事負担分を追加をしているものでございます。

また、次の支出でございますけれども、目の原水及び配水設備費の節1、電気計装改修費といたしまして493万円の減額でございます。計画の見直しと工事の完了によるものでございます。目5の配水設備更新費、節1、老朽管更新費といたしまして878万6,000円、2、加圧ポンプ更新費300万円につきましては、工事实績の見込み及び計画の見直しによるものでございます。目6、浄水設備更新費、節1、濾過池更新費につきましては471万4,000円の減ということで、こちらも工事完了によるものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

日程第27 「議案第59号」 令和2年度多良木町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第27、議案第59号、令和2年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第59号についてご説明申し上げます。

令和2年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億331万9,000円

とするものでございます。地方債の補正といたしまして第2条、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

今回の補正につきましては、流域下水道等の事業費の確定によるものでございます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債の補正ということで、起債の目的1、下水道事業債の補正前限度額を1,300万から100万円増額いたしまして1,400万円にするものでございます。こちらは県の流域下水道事業におきます雨水浸水対策等に伴います建設負担金の増によりまして、借入限度額の変更を行うものでございます。

次に6ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。目の1、事業費分担金でございますけれども、今回、2万6,000円の減、また目の2段目の下水道使用料につきまして23万7,000円の減ということで、いずれも滞納繰越分の実績により、それぞれ補正を行うものでございます。次に、目の繰入金でございますけれども、702万3,000円の減ということで、支出額の減によりまして、財源調整により一般会計の繰入金の調整を行うものでございます。目1、下水道債でございます。今回100万円の増ということで、流域下水道事業債の建設負担に伴います財源の一部とするものでございます。

次に7ページの3、歳出でございます。款の1、下水道事業費、項の1、下水道事業費、目の下水道整備費でございます。の中で節18、負担金補助及び交付金ということで34万4,000円の増額でございます。流域下水道事業費の事業内容の変更に伴います増額となっております。次に款の2、下水道維持管理費、項の1、一般管理費、目の1、一般管理費で節26、公課費666万円の減ということで消費税の減額でございます。こちらにつきましては、例年9月末で確定申告を行いますけれども、今回7月豪雨災害によりまして、消費税確定申告期限が延長されたことに伴いまして、年度内の中間納付が実施されないことになったため、今回の減額となるものでございます。なお、この納付につきましては、令和3年度に納付の予定となっているところでございます。

最後に8ページが地方債の現在高の見込みに関する調書を付けております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

日程第28 「議案第60号」 令和2年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第28、議案第60号、令和2年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。

令和2年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,955万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,590万5,000円とするものでございます。

今回の補正におきましては、歳入では国県補助金の変更、歳出では基金積立金の増額が主な要因ということでございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明させていただきます。

5ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の1、保険料、項の1、介護保険料、目の1、第1号被保険者保険料ということで343万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、決算見込みによるということでございます。次に款の3、国庫支出金、項の1、国庫負担金、目の1、介護給付費負担金ということで、42万1,000円の増額ということでございますが、これにつきましては、国庫負担金の決定通知による増額というこ

とでございます。次に、次の款の 3、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 1、調整交付金につきましては 369 万 2,000 円の減額ということでございますが、決算見込みによる減額補正ということでございます。次の目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分でございますが、31 万 3,000 円の増額、また次の目の 3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）分でございますが、110 万 3,000 円の減額ということでございますが、いずれも変更交付申請による補正ということでございます。

次の目の 6、介護保険災害臨時特例補助金ということで 3 万 2,000 円を新設しております。これにつきましては、令和 2 年 7 月豪雨災害によります保険料及び利用者負担金の減免に対する国庫補助金でございます。ちなみに該当者が 4 件ございました。うち 2 件が転入者ということでございます。

続きまして、款の 4 の支払基金交付金、項の 1、同じですが、目の 1、介護給付費交付金が 2,295 万 1,000 円の減額。次の目の 2、地域支援事業支援交付金が 139 万 1,000 円の減額ということで、いずれも変更交付申請に伴う補正ということでございます。

次のページをお願いいたします。款の 5、県支出金、項の 1、県負担金、目の 1、介護給付費負担金ということで 795 万 2,000 円の減額ということでございますが、これも変更申請に伴う減額補正ということでございます。次の項の 2、県補助金、目の 1 と目の 2 でございますが、それぞれ 67 万 1,000 円の減額、55 万 2,000 円の減額ということでございますが、いずれも変更交付申請によります減額補正ということでございます。

続きまして款の 7、繰入金、項の 2、基金繰入金、目の 1、介護保険給付基金繰入金ということで 652 万 1,000 円の減額ということでございます。説明で多良木町介護保険給付基金取りくずしということでございますが、これまでの財源調整の結果、本年度の取りくずしをしないことといたしましたので、全額減額と減額補正ということで計上いたしております。

続きまして款の 8 の繰越金でございます。6,704 万 7,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、今回の補正 3 号の財源調整に 4,692 万 6,000 円を充て、残りの 2,012 万 1,000 円でございますが、これを歳出に計上しております基金積立金の財源とさせていただくものでございます。これは来年度から始まります第 8 期介護保険事業計画におきます介護保険料の上昇を抑える目的としましての措置でございます。ちなみに補正後の予算化可能額は 1,954 万 8,000 円というふうなことでなっております。

続きまして 7 ページからが歳出でございます。飛ばしまして、ページが 9 ページの方をお願いいたします。9 ページの 1 番上でございます。款の 3、地域支援事業費、項の 2、一般介護予防事業費、目の 1、一般介護予防事業費ということで 93 万 5,000 円の減額補正ということでございますが、節が 7 と 12 でございますが、それぞれ新型コロナウイルス感染症予防対策のため、事業を中止したための不用額ということでございます。

続きまして、最後の 10 ページでございます。最後の基金積立金でございます。補正額が 2,012 万 5,000 円でございます。これにつきましては、先ほど歳入の方でもご説明申し上げましたが、多良木町介護保険給付基金へ積み立てるものでございます。ちなみに、積立後の基金残高見込みにおきましては 4,660 万円となるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 29 「議案第 61 号」 令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 29、議案第 61 号、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 61 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,019 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,418 万 9,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険料収入見込み額の変更、またそれに伴う広域連合への負担金の変更ということでございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明させていただきます。

5 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 1、後期高齢者医療保険料、項の 1、目の 1、特別徴収保険料が、補正額が 735 万円の減額。次の目の 2、普通徴収保険料が 158 万 6,000 円の減額ということで、それぞれいずれも決算見込みによる減額補正というところでございます。次に款の 3、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 2、保険基盤安定繰入金ということで 125 万 6,000 円の減額補正でございます。これにつきましては基盤安定負担金交付申請に伴う減額補正ということでございます。

続きまして最後のページでございますが、歳出でございます。款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金ということで、項の 1、目の 1 ということでございます。補正額が 1,019 万 2,000 円の減額ということでございます。内容につきましては、それぞれ被保険者保険料負担金が 893 万 6,000 円の減額、保険基盤安定負担金分が 125 万 6,000 円の減額ということで、広域連合への納付金を減額するものということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 30 「議案第 62 号」 令和 3 年度多良木町一般会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 30、議案第 62 号、令和 3 年度多良木町一般会計予算について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 62 号についてご説明申し上げます。

令和 3 年度多良木町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算で第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 74 億 7,500 万円と定めるものでございます。令和 2 年度に対しまして、5 億 5,500 万円の増額ということになっております。第 2 条で債務負担行為の設定を行っております。第 3 条で地方債の設定、第 4 条では一時借入金の設定、第 5 条で歳出予算の流用に関して規定をいたしております。

6 ページをお願いいたします。第 2 表で債務負担行為ですが、事項の欄で、1 番が農業基盤整備資金の貸付けによる償還金に対する助成金ということで、第二多良木地区 水利施設等保全高度化事業でございます。限度額が 2 番の (1) の借入金額が 817 万 5,000 円でございます。2 番目に鮎之瀬地区の水利施設等保全高度化事業で、限度額の借入金額が 337 万 5,000 円でございます。3 番目に不動産鑑定業務委託事業費で、これは期間が令和 3 年度から令和 5 年度までの経費を負担行為として設定するものでございます。

7 ページをお願いいたします。第 3 表で地方債でございます。起債の目的欄で 1 で臨時財政対策債で限度額を 1 億 9,689 万円といたしております。これは予算の方では総務債に計上するものでございます。2 で過疎対策事業債で 7 億 3,910 万円を計上いたしております。過疎対策事業債につきましては、まず予算の方では教育債に 4 億 9,600 万円、中学校校舎改築事業や学校給食配送車の購入事業でございます。それから予算の方では土木債で 1 億 4,950 万円、これは道路整備事業関係でございます。それから農林水産業債で 1,540 万円、これは先ほどの第

二多良木地区、鮎之瀬地区の分でございます。あと過疎のソフト事業分といたしまして、衛生債に3,100万円、これは子ども医療費助成事業の分になります。それから教育債に2,670万円、学校給食補助、学校外国語指導事業、学校オンライン英会話事業でございます。それから商工債に550万円、これは商工会プレミアム商品券事業。土木債に900万円、住宅リフォーム事業。農林水産業債に600万円、木材需要拡大事業と地産地消推進事業の方に充てる計画でございます。3で緊急防災・減災事業債で限度額が1,400万円でございます。これは消防債に計上するものでございます。消防施設の整備分でございます。4で災害復旧事業債で9,430万円でございます。

一応あとは予算の内容について説明をしていきたいと思いますが、別に配っております、令和3年度の一般会計当初予算という資料が、参考資料というのがありますので、そちらを中心に、こちらを見ていただいて、あとは主に前年度と比較しての主な増減の説明をさせていただきたいと思っております。あわせて、予算書に記載してあるページなども申し上げますので、後ほど予算書の内容あたりは確認をしていただければと思っておりますので、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

まず1ページが歳入でございます。款項の区分がありまして、令和3年度の当初予算額、構成比、そことあと右側の方に伸び率というのがありますので、そこを見ていただければと思っております。

まず款の1の町税でございますが、7億1,798万円を計上いたしております。項の1の町民税で4.2%の減、項の2の固定資産税で5.1%の減、4の市町村たばこ税で15.2%の増ということで、町税全体では2.7%の減になっております。予算書の方では10ページになっております。町民税の個人現年課税分で879万3,000円の減。令和2年度の課税標準額などを参考に算定しております。また法人現年課税分で484万6,000円の減。これは新型コロナの影響も考慮したところで計上いたしております。固定資産税現年課税分で1,515万5,000円の減。こちらにも新型コロナ関係の減免も見込んで計上いたしております。市町村たばこ税では924万7,000円で増加を見込んでいるところでございます。

次に、款の2の地方譲与税から款の10の地方交付税まで、予算書のページでは11ページから12ページになります。国の令和3年度の地方財政計画をもとに、当初予算におきまして、必要な一般財源を計上いたしております。その中でも歳入の4割近くを占めます地方交付税につきましては、地方財政計画でこれは国全体ですね、交付税の総額が出口ベースで5.1%の増とされているところでございますが、本町では本年度の決算見込みを踏まえまして、1.6%の増で計上いたしているところでございます。また款の9の地方特例交付金に項の2といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を新設いたしております。これは新型コロナウイルス感染症対策によります固定資産税等の軽減や特定措置によります地方税の減収を補填するために、令和3年度に創設されることとなっております、新たに923万1,000円を計上いたしているところでございます。

次に款の12、分担金及び負担金でございますが、ページは13ページになります。2,794万3,000円を計上いたしております、11.5%の減ということになっております。まず1の分担金では30.7%の減でございますが、これは県営土地改良事業の受益者分担金でございます、第二多良木地区が900万ほど減少しまして、鮎之瀬地区が330万ほど増加しているところでございます。2の負担金につきましては12.7%の増でございます、老人保護措置費負担金が150万ほど増えているところでございます。

次に款の13、使用料及び手数料ですが、ページは14、15ページになります。予算書の方ですね。こちらは9,896万1,000円を計上いたしております。4.7%の減ということで、まず項の1の使用料が4.8%減で、ふれあい交流センターの使用料が600万減となっております。項の2の手数料は前年並みということで計上いたしております。

14の国庫支出金です。予算書のページは16ページから18ページになります。全体で21.8%の増ということになっておりまして、まず項の1の国庫負担金で4億74万1,000円、11.3%の増でございます。児童手当負担金と障害者自立支援給付費負担金と合わせまして1,150万ほど減額でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の負担金が3,359万円増となっております。また令和2年災の公共土木施設災害復旧費の負担金が1,645万1,000円増ということで計上をいたしております。次に項の2の国庫補助金6億6,016万3,000円で27.4%の増となっております。ちょっと予算書の順番は前後いたしますが、社会資本整備総合交付金で9,746万3,000円の減、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で1,705万8,000円の減、地方創生推進交付金で592万7,000円の減でございますが、学校施設環境改善交付金事業、これは中学校校舎改築分ですが、そちらが2億1,663万9,000円の増、また新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が2,608万5,000円の増、道整備交付金が960万の増、個人番号カード交付事業費補助金が597万1,000円の増ということになっております。項の3の委託金1,381万2,000円で256.3%の増となっておりますが、こちらは衆議院選挙の委託金が1,046万2,000円増と計上いたしております。

次に款の15、県支出金です。予算書は18ページから23ページになります。全体で31.3%の増となっております。まず項の1の県負担金で3億1,641万4,000円、4.2%の減でございます。教育・保育給付費県負担金が966万3,000円の減、障害者自立支援給付費県負担金が421万6,000円の減となっております。項の2の県補助金で5億8,453万5,000円、68.1%の増となっております。まず球磨川水系防災・減災ソフト対策等県補助金が1,075万7,000円の増、それから森林環境保全直接支援事業費県補助金が1,210万3,000円の増、それから令和2年災の災害復旧費の計上で林道施設災害復旧費県補助金が1億5,023万6,000円、それから農業用施設災害復旧費県補助金が4,285万9,000円の計上ということになっております。項の3の委託金が1,468万1,000円でございます。23.0%の減ということで、これは国勢調査費委託金の464万5,000円の減ということになっております。

16の財産収入ですが、予算書のページは24ページになります。7,250万3,000円で8.5%の伸びになっております。項の1の財産運用収入は例年並みでございます。項の2の財産売払収入が9.8%の増で町有林立木売払収入が597万6,000円の増ということで計上いたしております。

次が17、寄附金でございます。予算書のページは25ページになります。5,000万3,000円でございます。伸び率は0%ということになっております。例年並みで計上しておりまして、ここはふるさと納税の寄附金が主でございます。ふるさと納税の寄附金も前年度同様に計上しておりますが、ここにつきましては、令和3年度中にたらぎまちづくり推進機構と協議いたしまして、返礼品の取扱業務などに要する経費の財源措置の方向性を定める予定といたしております。そちらの方は補正予算の方での変更を考えているところでございます。

次が款の18の繰入金でございます。予算書のページは25ページでございます。全体で43.3%の減ということになっております。まず項の1の基金繰入金で2億5,410万円を計上いたしております。ここは43.8%の減となっております。昨年度と比較して、減債基金の取りくずしが1億円減、それから前年度は農業振興基金、奨学基金の取りくずしを計上しておりましたが、本年度は計上していないところでございます。項の2の特別会計繰入金で228万2,000円、率にして11万4,000%の増となっておりますが、ここは前年度が2,000円でしたのでこの率になっております。これにつきましては、介護保険特別会計繰入金で228万円増となっております。市町村保険者機能強化推進交付金の実施要領によりまして、介護保険特別会計に充当した推進交付金を一般会計に繰り出して介護給付費適正化事業を行うということの財源ということでございます。

款の19、繰越金でございますが、2億5,000万を計上いたしておりまして、前年度同額でござ

ざいます。

款の20、諸収入で、予算書のページは26ページから28ページになります。5,746万5,000円でございます。伸び率が62.6%ということで、主に項の3の受託事業収入で51%の増で、森林研究・整備機構造林受託事業収入が716万5,000円増となっております。それから項の4、雑入が72.0%の増で、まず狂犬病予防接種個人負担金が140万円、えびすの湯諸実費収入が135万6,000円の増となっております。この2件につきましては、会計上の取り扱いを見直しましての増ということになっております。それから人吉球磨観光地域づくり協議会配分金が100万円の増、大久保畑総返納金が964万8,000円の増ということで計上いたしております。款の21が町債で10億4,429万円を計上いたしております。32.6%の増でございます。これは普通建設事業などに関して計上いたしております、主な増加要因は中学校校舎改築事業、災害復旧事業、臨時財政対策債などでございます。

次の2ページの歳出をお願いいたします。まず款の1、議会費でございます。7,889万9,000円で、例年並みで計上いたしております。

款の2の総務費です。8億8,073万6,000円で6.1%の減となっております。予算書のページは31ページから55ページになっております。まず項の1の総務管理費で4.6%の減でございます。一般管理費で職員給が1,728万1,000円増といたしておりますが、これは新規採用の予定職員9名分を計上いたしております。次に財産管理費で公共施設個別計画作成支援業務委託料を409万2,000円の減、そのほか施設管理分をそれぞれ原課に移し替えましたのでその分は減となっております。それと電算管理費の経費で1,359万円の減、基金費で公共施設整備基金積立が4,333万9,000円の減、森林環境譲与税基金積立で596万円の増、地方創生推進交付金事業分が1,395万2,000円の減となっております。

次に項の2の徴税費で12.5%の減でございます。これは人件費の減でございます、1名が今減員数で予算の方計上しております、退職が1名あるということと、今1名が欠になっているということで減となっております。

項の3の戸籍住民基本台帳費で19.3%の減、これは戸籍総合システム更新委託料の減でございます。項の4、選挙費で32.5%の増、これは衆議院議員選挙費を計上したものでございます。

款の3の民生費で19億7,592万4,000円を計上いたしております。0.6%の減となっております。予算書の方は55ページから67ページになっております。項の1の社会福祉費で1.2%の増となっております、社会福祉総務費で人件費が3,207万3,000円増となっております。これは機構改革についての人件費の移し替えを行っているところでございます。それから国民健康保険費で497万1,000円の減、障害者関係の扶助費で1,648万6,000円の減、老人保護措置費で526万9,000円の増、介護保険費で428万5,000円の増ということになっております。

項の2の児童福祉費は、3.2%の減となっております。教育・保育給付費で3,356万円の減、それから多良木学園指定管理者委託料は、1,130万円を計上いたしているところでございます。

項の3の災害救助費は例年並みで計上いたしております。

款の4、衛生費で7億2,302万6,000円でございます。6.3%の増ということで、予算書は67ページからになります。項の1、保健衛生費で6.5%の増でございます。保健衛生総務費で機構改革分の人件費が2,540万減額となっておりますが、公立病院の負担金、病院事業分が3,493万1,000円の増でございます。これは先ほど補正予算のところでも説明しましたとおり、特別交付税の見直し分でございます。次に子ども医療費扶助が341万3,000円の減、人吉球磨広域行政負担金が995万3,000円の減、新型コロナのワクチン接種対策事業費が5,965万9,000円の増ということになっております。

項の2の清掃費は例年並みで計上をいたしております。

款の6、農林水産業費です。全体で6.2%の増ということになっております。予算書は77ページから94ページになります。項の1、農業費で5億4,749万9,000円、3.3%の増となっております。中山間地域等直接支払制度事業費で395万円の増、堆肥センター管理費で296万6,000円の減、ふるさと納税の謝礼で1,170万円の減ということで、これはたらぎまちづくり財団への補助金に組み替えを行っているところでございます。地籍調査業務委託料で1,150万8,000円の増、多良木第一地区の基盤整備事業費で2,027万5,000円の減、それから農業経営高度化支援補助で、これは大久保畑地帯総合整備事業の分ですが、4,114万1,000円の増、第二多良木地区の基盤整備事業費で2,117万8,000円の減、鮎之瀬地区の水利施設等保全高度化事業費で823万1,000円の増ということになっております。

項の2の林業費は1億9,738万7,000円で15.3%の増となっております。林業・木材産業振興施設等整備事業補助で526万3,000円の増、造林費で1,664万2,000円の増、森林研究・整備機構分収造林受託事業費で689万8,000円の増、林道費では1,481万8,000円の減、それから森林環境譲与税事業費で1,898万9,000円の増ということになっております。

款の7の商工費で6,212万9,000円で19.3%の増ということになっております。予算書の方は94ページから98ページでございます。人吉球磨観光地域づくり協議会負担金が601万8,000円の増、またそれから機構改革に伴います観光施設管理費が272万9,000円の増ということになっております。

款の8が土木費でございまして、全体で17.0%の減ということになっております。予算書の方は98ページから103ページでございます。まず項の1の土木管理費で7,275万9,000円を計上いたしております、14.8%の減でございます。これは人件費の減が799万5,000円ありまして、退職が1名、それから今現在1名増員しておりますので、その分の相殺でこの金額になっております。それから大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料が360万円の減、戸建て木造住宅耐震改修等事業補助が240万円の減、住宅リフォーム補助が200万円の減でございます。

項の2の道路橋りょう費が3億2,384万2,000円で8.1%の減となっております。単県道路整備事業負担金が255万円の減、道路維持費で756万6,000円の減、集落道路整備事業費で425万円の減、社会資本整備総合交付金道路改良事業費で2,675万円の減、町道口の坪覚井線整備事業費で1,260万円の増ということになっております。

項の3の河川費は前年並みで計上いたしております。

項の4の住宅費が800万6,000円を計上いたしております、90.3%の減でございます。これは町営住宅口の坪団地建設事業が6,874万円の減でございます。

項の5、下水道事業費も前年並みで計上をいたしております。

款の9、消防費で2億6,950万7,000円、36.6%の減で計上をいたしております。予算書は103ページから106ページでございます。まず上球磨消防組合負担金が1,135万1,000円の増、特別負担金はゼロとなっております。それから防災行政無線整備事業費が1億6,934万8,000円の減、消防団拠点施設等整備工事が1,800万円の減、耐震性貯水槽設置工事が800万円の増、球磨川水系防災・減災事業が1,600万4,000円の増でございまして、これは指定避難所の整備でございます。久米小学校体育館、それから黒肥地小学校体育館のマンホールトイレでございます。

款の10、教育費で、ここは全体で57.2%増となっております。予算書の方は106ページから125ページでございます。項の1、教育総務費に9,432万6,000円、これは15.3%の減となっております。人件費の増が1,004万1,000円増となっておりますが、これは令和2年度が退職者が1名減で計上しておりましたので、その分の比較でこの金額が増えるということになっております。あと会計年度任用職員、これはICT支援員ほかですが、その分で760万ほど増加をいたしております。それとオンライン英会話委託料が301万6,000円増、これは小学

校費からこちらに移設しておりまして、中学校分も含んでいるところでございます。あと校内通信ネットワーク整備委託料が 3,411 万 7,000 円の減、小中学校 I C T 支援業務委託料が 523 万 2,000 円の減となっております。

項の 2 の小学校費では 1 億 338 万 1,000 円で 16.6%の減となっております。オンライン英会話の委託料を 204 万 6,000 円減となっておりますが、これは先ほどの教育総務費の方に移したものでございます。あとパソコン等リース料が 904 万 1,000 円の減、教科書改訂分が 1,000 万ほど減ということになっております。

項の 3、中学校費で 7 億 5,865 万 1,000 円、338.2%の増でございます。これは中学校校舎改築事業費で 5 億 8,413 万 2,000 円の増でございます。

項の 4、社会教育費は、大体前年並みで計上いたしておりますが、全体で前年並みでございますが、中の目の間では経費の組み替えがあっているところでございます。

項の 5、保健体育費、1 億 3,886 万 3,000 円、46.5%の減でございます。多良木町民体育館の改修工事分が 1 億 2,800 万減でございます。あと学校給食用の公用車の購入で 928 万 5,000 円の増ということになっております。

款の 11、災害復旧費で 3 億 7,886 万 4,000 円でございます。1,820.1%の増ということで、予算書は 125 ページから 127 ページでございます。これは令和 2 年の災害分を計上いたしております。農業用施設災害復旧事業は農地 12 ケ所、施設、用排水路ですが 7 ケ所、林業用施設災害復旧事業は 15 本分、公共土木施設災害復旧事業は準用河川槻木川、町道湯原線、町道荒水谷皆越線、町道湯原線他土砂の撤去事業費などを計上をいたしております。

款の 12、公債費です。6 億 355 万 5,000 円で 3.0%の伸びになっております。

款の 13、予備費で 673 万 3,000 円を計上いたしているところでございます。歳出は以上でございます。

3 ページをお願いいたします。こちらは歳入予算の先ほどの項目別の構成比をグラフ化したものでございまして、自主財源のところがあると思っておりますが、令和 2 年度の自主財源の合計が 24.96%でございました。令和 3 年度の自主財源の合計が 20.49%でございまして、割合が 4.5 ポイントほど減少いたしております。町税、それから分担金負担金、使用料及び手数料が減少しております。特に基金繰入金の減少が影響しております。また、災害復旧事業の増加とか、あと中学校校舎改築事業の計上によりまして、国県支出金や、町債が増加しておりますので、その分、自主財源の比率が縮小したということになっております。

4 ページをお願いいたします。こちらが歳出の予算項目別の構成のグラフでございまして。比較しまして災害復旧費それから教育費が大きく増加をいたしております。消防費は防災行政無線デジタル化事業の終了によりまして減少いたしております。ただ、社会保障費関係の民生費は依然としてこう予算の大部分を占めているところでございます。

5 ページをお願いいたします。今度は歳出の節の合計の一覧でございまして。この中で増減額が大きいものの説明をさせていただきたいと思っております。まず節 1 の報酬ですが、増減額は 1,313 万ということで、主に会計年度任用職員が 2 年目になりまして、昇給が発生をいたしております。特に学校関係の会計年度任用職員が多いところでございます。

節 2 の給料ですが、1,479 万 7,000 円の増となっております。これは新規採用職員 9 名分が主な要因でございまして。節 3 の職員手当等のその他の手当で 1,021 万 5,000 円増となっておりますが、これは期末勤勉手当の増が要因ということになっております。

それから節 7 の報償費ですが、1,099 万 9,000 円の減となっております。これはふるさと納税の謝礼をたらぎまちづくり財団への補助金に組み替えたためでございます。

次に節 10 の需用費、消耗品費ですが、1,143 万 9,000 円の減となっております。これは主に小学校の教科書改訂の分になります。

ただ節 12 の委託料で 8,788 万 6,000 円の減となっております。これは中学校校舎改築事業

設計業務委託料、また校内通信ネットワーク整備委託料の減でございます。

節 13 の使用料及び賃借料で 1,694 万 7,000 円の減となっております。これは小学校パソコン等リース料の減が要因でございます。

節 14 の工事請負費で 6 億 3,018 万 9,000 円の増となっておりますが、これにつきましては災害復旧事業、それから中学校校舎改築事業の増でございます。

節 16 の公有財産購入費で 1,501 万 7,000 円の減となっております。これは道路整備事業分の減でございます。

それから 18 の負担金補助及び交付金のまず負担金ですが、1,386 万 4,000 円の増となっております。これは公立病院、上球磨消防組合、鮎之瀬地区の土地改良事業、人吉球磨観光地域づくり協議会などの増でございます。ただその中でも教育・保育給付費などは減となっております。補助金でございますが、4,515 万 9,000 円の増となっております。これは大久保畑総農業経営高度化支援事業補助、それからふるさと応援寄附事業補助の増でございます。交付金ですが、1,187 万 1,000 円の減となっておりますが、これは地方創生推進事業関係が減となっております。

節 19 の扶助費ですが、1,566 万 2,000 円の減となっております。障害者福祉費の介護・訓練等給付費、それから児童手当、子ども医療費扶助などが減の要因でございます。

節 22 の償還金利子及び割引料について、1,945 万 9,000 円の増となっております。これは地方債の償還金の増でございます。

節 24 の積立金 3,746 万 3,000 円の減となっておりますが、これは公共施設整備基金積立の減が要因でございます。

6 ページをお願いいたします。これは普通会計における性質別経費の状況ということで、地方財政状況調査、決算統計の要領にて先ほどの節の区分を分類したものでございます。参考程度に見ていただければと思いますが、中でも投資的経費が大きく伸びているところでございます。こちらにつきましても、中学校校舎改築事業または災害復旧事業費の増が要因でございます。

あと 7 ページ 8 ページにつきましては、主な投資的経費の状況を取りまとめて計上をいたしております。また詳しくは予算書の方でご確認をいただければと思います。

以上で説明を終わりたいと思いますが、詳細な内容につきましては、各常任委員会または担当課にお尋ねをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 52 分休憩）

（午後 4 時 01 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 31 「議案第 63 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 31、議案第 63 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 63 号についてご説明申し上げます。

令和 3 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ということで第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 337 万 2,000 円と定めるものでございます。次に第 2 条の方では、歳出予算の流用についてお示しし

ております。

本年度の国保の予算につきましては、対前年度比で1,894万3,000円の増加でございます。予算編成につきましては、基本的に厚生労働省通知の予算編成留意事項及び熊本県からの国保事業納付金算定結果に基づき編成しておるところでございます。説明につきましては、事項別明細の方で説明させていただきます。

6 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。予算の説明に入ります前に、国民健康保険の被保険者数につきましては、2,507名で見込んでおるところでございます。前年度と比較いたしますと、15名の減ということで、毎年減少傾向ということでございます。

それでは説明でございますが、款の1、国民健康保険税、項の1、目の1、目の2となっておりますが、節が1から6あるいは1から3までございますが、それぞれ計上しておりますが、基本的に、熊本県から示されております国保事業納付金を中心とした、歳出に必要な保険税額を計上しておるところでございます。

続きまして次の7 ページでございますが、2 番目の款の3、県支出金、項の1、県補助金、目の1、保険給付費等交付金ということで9億5,674万9,000円ということになっております。節で普通交付金が9億307万2,000円。これは保険給付費分ということで、歳出の保険給付費に充てるための交付金でございます。費用の全額が交付されるものでございます。次の節の2、特別交付金でございますが、合計の5,367万7,000円を計上いたしております。これは特別な事情により交付されるものでございまして、内訳は説明欄のとおりでございます。続きまして1 番下の款の5、繰入金、項の1、他会計繰入金、目の1、一般会計繰入金でございますが、まず節の1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございますが、これは保険税の軽減に対する補てん金でございます。次の節の2、保険者支援分でございますが、これにつきましては低所得者数に応じまして、保険税の一定割合を補てんするものとして繰り入れるものでございます。

次のページでございますが、8 ページの続きまして節の3、職員給与費等繰入金ということで、これは事務費繰入分でございます。対象事務費を一般会計から繰り入れるものでございます。次の節の4、出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児費用の3分の2を繰り入れるものでございます。次の5の財政安定化支援事業繰入金につきましては、一般会計におきまして、普通交付税に算入されるものを繰り入れるものということでございます。続きまして中ほどの款の6、繰越金でございます。目の1、その他繰越金でございますが、321万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、財源調整のために計上させていただいておるところでございます。歳入は以上でございます。

続きまして10 ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。本年度予算が2,015万8,000円ということで、1,403万3,000円の増となっておりますが、主な要因といたしましては、12節の委託料の国民健康保険システム改修委託料というのが1,577万4,000円ということで上がっております。この内訳でございますが、そのうちの1,577万4,000円のうちの118万8,000円は税関係の見直しに伴いますシステム改修で、残りの1,458万6,000円、これが新しく導入されます国保市町村事務処理標準システムの導入費用ということでございます。これは各市町村が同一システムを利用し、事務の効率化として、国保サービスの均一化を図るものでございます。なお費用につきましては、100%特別交付金で措置されるということでございます。

続きまして、目の2の国民健康保険団体連合会負担金でございますが、1,222万2,000円を計上いたしております。比較しますと1,144万6,000円が増えております。これにつきましては、国保連合会への負担金が大幅に増えておりますが、この増加要因といたしましては、先ほどの市町村事務処理標準システム、これの共同クラウド運営負担金としまして1,142万3,000円が新たに追加されるということでございます。これにつきましても、100%特別交付

金にて措置されるということでございます。

とあと、次の 11 ページにまいりまして、1 番下の款の 2、保険給付費、項の 1、療養給付費、次のページにいきまして、その款の合計、目の合計のところですね、の欄で、本年度予算が 7 億 8,046 万 6,000 円となっております、比較しますと 23 万 7,000 円の減ということで、療養費はほぼ前年並みで計上しておるところでございます。続きまして、次のすぐ下の款の 2、項の 2、高額療養費でございますが、同じく目の合計欄で、本年度が 1 億 2,491 万 1,000 円ということで比較で 375 万円の増ということでございますが、やや増加傾向で見込んでおるところでございます。

続きまして、次の 13 ページでございます。の 1 番下でございますが、款の 3、国民健康保険事業納付金、項の 1、医療給付費分ということでございますが、同じく目の合計で本年度が 2 億 2,318 万 3,000 円ということで、685 万円の減ということで、これにつきましては、熊本県全体の財政運営を県が行うため、多良木町が納付するものということでございます。

次のページにまいりまして、14 ページでございますが、項の 2、後期高齢者支援金等分、それとすぐ下の項の 3、介護納付金分につきましてはでございますが、これも同じく熊本県全体の財政運営のため、を県が行うため、多良木町が納付する額ということで予算化しておるところでございます。

続きまして 15 ページでございますが、款の 6、保健事業費、項の 1、保健事業費、目の 1、保健衛生普及費でございますが、これにつきましては、ほぼ前年同様の額を計上いたしております。次の款の 6、項の 2、特定健康診査事業費、目も同様、同じ名前でございますが、本年度が 2,891 万 6,000 円ということで、155 万 5,000 円の増額ということでございます。この事業内容につきましては前年とほぼ同じでございますが、次のページのですね、節の 12、委託料、この部分が全体的に伸びておまして、その額が 138 万 8,000 円増額しているということで、目の額が上がっているというところでございます。

続きまして、17 ページでございます。1 番下の款の 8、諸支出金、項の 2、繰出金でございます。目の 1、直営診療施設勘定繰出金ということで、本年度 500 万円を計上いたしております。前年度比較の 399 万 3,000 円の減ということでございますが、これは公立病院への繰出金でございます。内訳といたしまして、療養環境の改善分として 300 万円、医師等の支援事業といたしまして 100 万円、救急患者受入態勢支援といたしまして 100 万円ということで繰り出す予定でございます。なお、この支出につきましては、特別調整交付金として収入したものを公立病院の方に繰り出すということでございます。

あと 18 ページ以降は給与費明細書を付けております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 32 「議案第 64 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定） 予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 32、議案第 64 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第 64 号、令和 3 年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ということで第 1 条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 750 万 7,000 円と定めるものでございます。

本年度の予算につきましては、前年度比 230 万 5,000 円の減少というところでございます。

この直診勘定の予算編成につきましては、公立多良木病院企業団へ委託している、槻木診

療所の運営費に係るものでございまして、公立病院の槻木診療所特別会計予算を参考として編成しておりますのでございます。説明につきましては事項別明細の方で行いたいと思っております。

5 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 1、県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、へき地診療所運営費県補助金でございます。本年度が 326 万 3,000 円ということで比較の 2 万 9,000 円の減ということでございます。これにつきましては、令和 2 年度の公立多良木病院槻木診療所予算をもとに、補助基準額の 3 分の 2 で計上いたしておるところでございます。

続きまして款の 2、繰入金、項の 1、目の 1、一般会計繰入金でございますが、424 万 2,000 円でございます。前年度比較の 227 万 7,000 円の減ということでございます。これにつきましては、歳入予算総額から補助金等の見込める額を差し引いた分を計上いたしておるところでございます。歳入は以上でございます。

続きまして次のページの 6 ページ、歳出でございます。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございます。本年度予算が 750 万 6,000 円ということで 230 万 5,000 円の減額ということでございます。内訳につきましては、手数料が 5,000 円、これは水質検査手数料でございます。次の節の 12、委託料でございますが、750 万ということで、槻木診療所の業務委託料ということでございます。これにつきましては、公立多良木病院槻木診療所特別会計予算におきまして、歳入が不足する分を町からの負担金といたしまして計上されており、その額が 750 万円となっております。ちなみに、前年度と比較しますと 230 万円の減ということでございます。あと、償還金利子及び割引料ということで 1,000 円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 33 「議案第 65 号」 令和 3 年度久米財産区特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 33、議案第 65 号、令和 3 年度久米財産区特別会計予算について説明を求めます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは、議案第 65 号についてご説明をさせていただきます。

令和 3 年度久米財産区特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算につきましては第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,148 万 6,000 円と定めるものでございます。

令和 2 年度と比較いたしまして 120 万 3,000 円の増額となっております。内容につきましては事項別明細書にて説明をさせていただきますので、5 ページをお開きいただきたいと思います。

主なものを説明させていただきます。まず款 1、財産収入、項 2、財産売払収入、目 1、不動産売払収入ですけれども、こちらの方で 423 万 5,000 円を計上させていただいております。比較いたしまして 79 万 7,000 円の減となっておりますけれども、こちらにつきましては、成尾地区の利用間伐の方を計画しております。昨年度よりも面積が少なくなった分、収入の方が下がるというふうなことで計上させていただいております。その下の款 2、繰入金、項 1、基金繰入金、目 1、財産区基金繰入金につきましては、371 万 3,000 円を計上させていただいております。昨年度と比べますと、246 万 2,000 円の増となっております。こちらは基金から取りくずしという形になりますが、歳出で出てきますけれども、作業道の修繕の方を計画しております。そちらに充てるため、こちらの基金繰入金の方が増額になっているということとなっております。その下の款 2、繰入金、項 2、他会計繰入金、目 1、一般会計繰入金にな

りますけれども、こちらにつきましては、利用間伐をする事業の間伐等森林整備促進対策事業繰入金、こちらの方で利用間伐をした補助金の方が町の一般会計から繰り入れされるということで上げております。

続きまして7ページをお開きいただきたいと思います。歳出になります。款1、財産区管理会費、項1、財産区管理会費、目1、管理会総務費になります。こちらにつきましては久米財産区管理会に係る経費という形になってまいります。本年度予算額が113万4,000円になります。主な内容といたしましては、節の1、報酬で99万4,000円、久米財産区管理会委員の報酬となっております。こちら7名分の年報酬という形になります。その他につきましては、一般事務関係の経費を上げさせていただいております。

その下の款2、財産造成費、項1、管理費、目1、財産造成管理費になります。こちらの方は森林整備事業に係る経費ということで上げさせていただいております。本年度予算額といたしまして、1,013万6,000円を上げさせていただいております。主な内容といたしましては、需用費の方で食糧費、5万2,000円、こちらの方は安全祈願祭の方を計画させていただいております。その下の修繕料、310万円上げさせてもらっておりますが、例年でありますと10万円を上げさせていただいておりますが、今年度におきましては、作業道宮床線、妙見野地区になりますけれども、そちらの作業道の補修を考えております。そちらの方で300万円を計上させていただいております。その下の11番、役務費ですけれども、116万5,000円を上げさせてもらっております。手数料につきましては、市場、森林組合の手数料で74万9,000円、保険料といたしまして森林保険料約32ヘクタール分として41万6,000円の方を上げております。その下の委託料につきましては557万3,000円、こちら伐出費としまして用材、チップの運搬等につきましてはの経費となります。87万5,000円を計上させてもらっております。その下が間伐等森林整備促進対策事業費ということで、成尾地区の利用間伐の補助事業の方ですね、経費として442万9,000円を上げさせてもらっております。

続きまして、次のページをお開き下さい。真ん中ほどの款2、財産造成費、項2、森林研究・整備機構分収造林受託事業費になりますけれども、こちらの方で3万7,000円の予算額を上げさせていただいております。令和3年度におきましては、分収造林の事業の方の計画が今のところございませんので、事務経費のみの計上をさせていただいております。その下、款3の積立金、目の積立金になりますけれども、こちらは例年どおり15万円を上げさせていただいております。その下、目1の予備費になりますが、こちら2万9,000円を上げさせていただいております。

9ページにつきましては、特別職の給与費明細書を付けておりますので、後でご確認いただければと思います。

これで説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第34 「議案第66号」 令和3年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第34、議案第66号、令和3年度多良木町上水道事業会計予算について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

業務の予定量といたしまして第2条、業務の予定量は次のとおりとするということで、(1)給水戸数3,491戸です。前年比といたしまして12戸の減となっております。(2)年間総給水量82万798立米となります。これも前年比6,220立米の減となっております。(3)一日平均給水量2,249立米ということで、こちら前年比17立米の減となっております。(4)主要な

建設改良事業、配水管布設工事ということで、主に老朽管の布設替を計画をしております。

収益的収入及び支出第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。まず収入でございますけれども、第 1 款、水道事業収益といたしまして 1 億 7,039 万 8,000 円を見込んでおります。こちらは前年比といたしまして 340 万 9,000 円の減でございます。支出でございますけれども、水道事業費用といたしまして 1 億 6,557 万 9,000 円を予定しております。こちら前年比 613 万円の減でございます。

次に第 4 条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものです。括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 28 万 4,000 円は、当年度分損益勘定留保資金 6,889 万 4,000 円、減債積立金処分額 3,139 万円で補填をするものでございます。

次のページをお開きください。収入でございます。資本的収入といたしまして 2,000 円を計上しております。昨年と同額でございます。支出でございますけれども、資本的支出といたしまして 1 億 28 万 6,000 円でございます。前年比の 1,640 万 6,000 円となっているところでございます。

次に会計の予算の実施計画書でございます。主な項目についてご説明申し上げます。収益的収入及び支出でございます。営業収益につきましては 1 億 5,391 万 3,000 円ということで、主に給水収益が 1 億 5,349 万 7,000 円を予定をしております。また 2 の営業外収益といたしまして 1,648 万 5,000 円ということで、主に目 2 番、長期前受金戻入として 1,493 万円でございます。

次のページをお願いいたします。支出でございます。項の 1、営業費用といたしまして 1 億 5,125 万 8,000 円ということで、目の主なものにつきましては、目 2、配水及び給水費ということで 3,379 万 4,000 円、こちら動力費またメーター検針等の委託等でございます。4、総係費ということで 2,693 万 9,000 円、事務的な経費でございます。あと目 5、減価償却費が 8,182 万 4,000 円を予定しているところでございます。

項の 2、営業外費用でございます。目の 1、支払利息及び企業債取扱諸費ということで 638 万 3,000 円でございます。2 の消費税及び地方消費税といたしまして 793 万 7,000 円を予定をしているところです。

次に資本的収入及び支出でございます。項の 2、負担金といたしまして 2,000 円でございます。負担区分に基づくもの、基つかないものそれぞれ 1,000 円を計上しております。

次のページでございます。支出でございます。項の建設改良費といたしまして、5,294 万円を予定しております。目の 4、原水及び配水設備費として 1,350 万円、5、配水設備更新費として 1,500 万、6、浄水設備更正費として 2,000 万を計上しております。次に項の 2 でございます。企業債償還金ということで、目 1、企業債償還金が 4,734 万 6,000 円となっております。

次に財務諸表についてご説明申し上げます。まず事業会計の予定キャッシュフロー計算書でございます。1、業務活動によるキャッシュ・フローということで、当年度純利益 481 万 9,000 円を見込みまして、業務活動によるキャッシュ・フローが 7,533 万 4,000 円の増加となり、2 番、投資活動によるキャッシュ・フロー、主に有形固定資産の取得による支出でございますけれども、こちらが 5,294 万円ということで、5,293 万 8,000 円の減少となり、3、財務活動によりますキャッシュ・フロー、こちらが企業債の償還が主でございますけれども、4,734 万 6,000 円の減少ということで、資金の増加額が 2,495 万円の減少となり、資金の期末残高につきましては 1 億 8,792 万 6,000 円を予定をしているところでございます。

次に 6 ページでございます。予定貸借対照表でございます。令和 4 年 3 月 31 日現在の資産ということで、固定資産あと流動資産関係を合わせまして資産合計が 14 億 9,840 万 8,000 円余となります。また次のページ、負債の部でございますけれども、3 の固定負債、4 の流動負債、また 5 の繰延収益を含めまして、負債の合計が 5 億 2,339 万 8,000 円余となっております。次

に資本の部でございます。資本金、剰余金の合計といたしまして、9億7,500万9,000円余の資本ということで計画をしているところでございます。

次に予定損益計算書でございます。1年間の事業期間内での損益の計算でございます。1、営業収益から2の営業費用を差し引きました営業利益といたしまして265万5,000円を予定し、これに営業外収益と営業外費用を加えたところで計算いたしました経常利益を481万9,000円と予定をしております。よって、1番下でございますけれども、当年度未処分利益剰余金を同額の481万9,000円を見込んでいるところでございます。

飛びまして、12ページをお開きいただきたいと思います。予算の説明書でございます。主なものについて説明を申し上げます。まず収益的収入及び支出でございます。収入でございますけれども、先ほど申しました給水収益につきましては水道料金1億5,349万7,000円ということで、前年比の当初予算と比べまして357万6,000円の減額として現在見込んでいるところでございます。

次のページでございます。営業外収益でございます。目の2の長期前受金戻入ということで、節1の長期前受金戻入1,493万円、また雑収益といたしまして、その他の雑収益153万6,000円ということで、こちら下水道事業特別会計からの下水道料金徴収受託収益として153万6,000円でございます。

次が14ページをお開きいただきたいと思います。支出でございます。目の1、原水及び浄水費でございます。節の3の委託料の中で、水質検査業務委託費126万9,000円、また1番下ですけれども、栖山浄水場濾過池砂すき取り業務委託74万3,000円を含めまして281万円を見込んでおります。

また次のページ、節5、修繕費として306万6,000円ということで、主に導水管・浄水場施設の修理等ということで、こちらは第1水源の修理等を計画をしているところでございます。次に目の2、配水及び給水費ということで節の2の委託料でございます。主なものにつきましては、2番目の配水管漏水調査業務委託といたしまして450万円、こちらは今年度で4年目となります。今年で、令和3年度で全地域の漏水調査を一応完了の予定をしております。また4段目の量水器の検針業務ということで、毎月のメーター検針が241万3,000円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。節の7、動力費といたしまして1,486万4,000円でございます。揚水・送水・加圧ポンプの電力費でございます。次に飛びまして20ページでございます。目の5、減価償却費といたしまして節1、有形固定資産減価償却費といたしまして、建物、構築物、機械等の減価償却の合計が8,182万4,000円でございます。

あと次の目のですね、21ページでございます。支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして企業債利息が638万3,000円、また消費税及び地方消費税といたしまして793万7,000円を見込んでいるところでございます。

次に23ページでございます。資本的収入及び支出ということで、負担金につきましては同年の2,000円でございます。

次のページでございます。24ページでございます。資本的支出でございます。主なものについてご説明申し上げます。目の4、原水及び配水設備費ということで、節の1、電気計装改修費でございます。450万を計上しております。こちらは水道監視システムの通信装置の改修が必要となっておりますので、こちらの改修費として450万円、2の導水管更新費といたしまして、第3水源の導水管の更新費用として900万円、また目の5、配水設備更新費の節1の老朽管更新費で1,500万、老朽管布設工事といたしまして、主に町道産業道路線ほかの漏水管布設工事を計画をしております。目の6、浄水設備更正費でございます。節の1の濾過池の更正費ということで2,000万円でございますが、こちらは栖山浄水場の濾過池のろ過材の更生ということで令和3年度で2池目の更生を行うものでございます。最後に企業債の償還という

ことで償還金につきまして4,734万6,000円の償還予定をしております。
以下につきましては職員の給与費明細を掲載させてもらっております。
以上説明を終了いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第35 「議案第67号」 令和3年度多良木町下水道事業特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第35、議案第67号、令和3年度多良木町下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第67号についてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億580万6,000円と定めるものでございます。

前年比といたしまして、428万1,000円の減となっております。主に公債費の減によるものでございます。

次に債務負担行為でございます。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものでございます。第3条地方債、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものでございます。本年度も昨年に引き続きまして、公営企業会計の移行準備等を進めていくところでございます。

3ページの方をお開きいただきたいと思います。第2表債務負担行為ということで事項、地方公営企業法適用支援業務委託ということで期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額1,900万円を予定をしております。こちらは令和2年度から行っております地方公営企業法の移行準備でございますけれども、令和2年度におきまして、これまで行いました下水道工事等の固定資産台帳の整理を順次進めております。令和3年におきましては、新たな公会計システムの運用形態の検討、または固定資産台帳の登録等の業務が入ってまいりますので、多大な期間を要することが見込まれるため、今回債務負担契約によりまして業務委託を行いたいと考えているところでございます。

次に、4ページをお開きください。第3表地方債でございます。起債の目的、下水道事業債ということで限度額1,400万を予定をしております。今回も流域下水道の建設事業の負担金または公営企業法適用支援業務の財源として起債を行うものでございます。以下、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。歳入について、主なものについてご説明申し上げます。まず款の1、分担金及び負担金、1 分担金、目の事業費分担金ということで22万8,000円を計上しております。下水道の受益者分担金でございます。次に使用料及び手数料、1、使用料、目の下水道使用料ということで、本年度1億1,578万1,000円でございます。使用料として計上しております。あと中ほど下の款の4、繰入金、1、他会計繰入金、1、繰入金ということで1億7,196万6,000円を計上しております。こちらは一般会計からの繰入金ということで、財源調整のために繰り入れていただいております。主に起債の元金償還等に充当をしているものでございます。次の5、繰越金です。1、繰越金、目の繰越金ということで380万9,000円でございます。財源調整として一般財源として計上しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。7、町債、1、町債、目の1、下水道債ということで流域下水道事業債として500万、公営企業会計適用債として900万円を計上をいたしま

す。

次に歳出でございます。これも主なものについてご説明申し上げます。款 1、下水道事業費、1、下水道事業費、目の下水道整備費でございます。本年度予算 1,467 万円を計上しておりますが、節の 10 の需用費ということで 244 万 3,000 円を計上しております。その中で説明欄の修繕料といたしまして 210 万円でございます。主に公共樹等の施設の修繕として予定しております。18、負担金補助及び交付金ということで 612 万 9,000 円でございます。負担金でございます。2 段目の流域下水道整備事業負担金ということで県への負担金といたしまして 610 万 1,000 円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。款の 2、下水道維持管理費、1、一般管理費、目、一般管理費でございます。節 12、委託料でございます。1,034 万 4,000 円ということで説明下段の方で地方公営企業法適用支援業務委託としていたしまして 1,000 万円でございます。18、負担金補助及び交付金ということで 325 万 7,000 円を計上しておりますけれども、この補助金でございます。排水設備接続助成金ということで 300 万円でございます。下水道接続推進のための助成金ということで、費用の 30%を助成するものでございまして、今年度で 3 年目の継続事業として補助金を計上しているものでございます。

次のページでございます。下水道維持管理費の項の 2、維持費、目 1、公共下水道維持管理費ということで節 10、需用費でございます。647 万 6,000 円でございます。説明下段の修繕料ということで 470 万円でございます。主にマンホールポンプ等の修繕を予定をしておるところでございます。次に 18 の負担金補助及び交付金ということで 8,280 万円でございます。負担金ということで、県への負担金でございます。汚水処理負担金ということで計画水量分が 6,272 万 9,000 円、資本費の負担金といたしまして 2,007 万 1,000 円でございます。最後に公債費でございます。元金の償還ということで償還金利子及び割引料として 1 億 4,021 万 5,000 円、利子の償還金利子及び割引料の利子として 2,281 万 2,000 円を予定をしているところでございます。

次のページから職員の給与費等の明細を掲載をしております。

最後に 20 ページでございますけれども、地方債の現在高見込みに関する調書を掲載しております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

日程第 36 「議案第 68 号」 令和 3 年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 36、議案第 68 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 68 号についてご説明させていただきます。

令和 3 年度多良木町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ということで第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 4,733 万円と定めるものでございます。

本年度予算につきましては、対前年度比で 1,133 万 5,000 円の増加というところでございます。なお、予算編成に当たりましては、第 8 期介護保険事業計画による給付費の推計値や過去の伸び率などを勘案しまして、編成いたしております。詳細につきましては、事項別明細の方で説明させていただきます。

5 ページの方をお願いいたします。介護保険の被保険者数でございますが、来年度は 3,688 名を見込んでおりまして、前年度と比較いたしますと、9 名の増というふうな見込みでござい

す。

まず歳入でございますが、主なものを説明させていただきます。款の 1、保険料、項の 1、介護保険料、目の 1、第 1 号被保険者保険料ということで、本年度は 2 億 6,512 万 3,000 円を計上させていただいております。前年度と比較しますと 410 万 1,000 円の減というところでございます。

続きまして款の 3 の国庫支出金、項の 1、国庫負担金、目の 1、介護給付費負担金ということで、本年度が 2 億 5,862 万 6,000 円と見込んでおるところでございます。これは国が一定の額を負担するものでございます。続きまして同じく款の 3、項の 2、国庫補助金、目の 1、調整交付金でございますが、本年度が 1 億 1,734 万円ということで見込んでおります。これにつきましては、市町村間の格差を是正するための交付金でございます。前年度並みの交付率で計上いたしております。続きまして、その次の目の 2 と目の 3 でございますが、それぞれ額が 1,052 万 2,000 円、1,673 万円となっておりますが、これにつきましては、事業費の 25% を国が負担するというふうなものでございます。次の 1 番下の目の 4、保険者機能強化推進交付金でございますが、261 万 5,000 円で見込んでおります。これにつきましては、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取り組みの達成状況により交付される補助金でございます。続きまして目の 5、介護保険保険者努力支援交付金ということで 272 万 2,000 円を見込んでおります。本年度新しくといいますか令和 2 年度の途中から出てまいったんですが、これにつきましても、内容は同じようなものでございます。充当先が違うということで区別がされております。

続きまして款の 4 の支払基金交付金、項の 1、目が 1 が介護給付費交付金と、目の 2 の地域支援事業支援交付金とございますが、合計で 4 億 40 万 8,000 円を計上させていただいております。これにつきましては、40 歳から 64 歳の方が負担する介護保険料ということで、基金の方から参る金額でございます。

続きまして款の 5、県支出金、項の 1、県負担金、目の 1、介護給付費負担金ということで 2 億 966 万 8,000 円を計上させていただいております。これも一定額を県の方が負担するというふうな仕組みでございます。続きまして、その下の款の 5、項の 2、県補助金でございますが、合計額で目の合計のところ、1,362 万 6,000 円計上いたしております。これにつきましても、県が一定割合を負担するというふうな補助金でございます。

続きまして、次の 7 ページでございますが、款の 7、繰入金、項の 1、一般会計繰入金でございます。まず目の 1、介護給付費繰入金ということで 1 億 8,011 万 4,000 円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、一定割合、12.5% でございますが、町が負担するというものでございます。次の目の 2 でございますが、その他一般会計繰入金 1,837 万 9,000 円でございますが、これは対象となる事務費分を繰り入れるものということでございます。次の目の 3 と目の 4 でございますが、これにつきましては、一定額を町が負担するというふうな負担金でございます。続きまして次の目の 5、低所得者保険料軽減繰入金ということで 2,078 万 3,000 円を計上いたしております。これにつきましては文字どおり、低所得者の保険料を軽減するための繰入金でございます。これも一定割合を町が負担するというふうなものでございます。

続きまして款の 7、繰入金、項の 2、基金繰入金、目の 1、介護保険給付基金繰入金ということで 1,702 万 7,000 円を計上いたしております。これは多良木町介護保険給付基金取りくずしということで、これにつきましては、来年度財源不足が見込まれます。その分の 1,702 万 7,000 円を調整するため基金を取りくずして予算化するというふうなことでございます。先ほど令和 2 年度の補正がございましたが、基金を積立させていただきまして、令和 2 年度末の基金残高見込みが 4,660 万円ということでございます。この基金を予算どおり取りくずしますと、その後の額は 2,957 万 3,000 円というふうなことになる見込みといいますか、ございま

す。ちなみに第 7 期におきましては、最終令和 2 年度で積立たというふうなことでございます。うまく経営が行くと、取りくずしは必要はないと思われま。

続きまして 9 ページでございます。

○議長（高橋裕子さん） 東課長すみません。ちょっと止めていただいてよろしいでしょうか。

5 時を過ぎると思いますけれども、本日の会議時間は、本日予定しています議事日程が終了するまで延長したいと思います。

続けてお願いいたします。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 続けさせていただきます。

続きまして、9 ページでございます。歳出でございますが、款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございます。本年度 309 万円を計上させていただいております。主な増加要因でございますが、12 節の委託料のうち、介護保険制度改正システム改修委託料 63 万 4,000 円ですが、これが追加されたものが増加というふうなところでございます。

ページをめくっていただきまして 11 ページでございます。11 ページの 2 段目、款の 2、保険給付費、項の 1、介護サービス等諸費、目の 1、同名でございますが、本年度予算額が 12 億 9,187 万 9,000 円ということで、1,463 万 3,000 円の増という見込みでおるところでございます。

続きまして、ページを開いていただきまして、12 ページでございます。真ん中のあたりですが、同じく款の 2 で項の 6、特定入所者介護サービス等費ということで目の名称も一緒でございますが、本年度予算が 6,497 万 1,000 円となっております。この予算につきましては、低所得者の施設入所者に対する食費、居住費の減免のための予算でございます。またこの款の保険給付費ですね、の全体におきましては、4 ページの方に戻るんですが、全体で 455 万 5,000 円増加しておるというふうな状況でございます。続きましてすぐ下の款の 3、地域支援事業費、項の 1、介護予防・生活支援サービス事業費、目の 1、介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、本年度が 2,902 万 5,000 円ということで、117 万 6,000 円の減というふうな予算を計上させていただいております。

続きまして、14 ページの方をお願いいたします。款の 3 の地域支援事業費、項の 3、包括的支援事業・任意事業費、目の 1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業ということで 1,408 万 2,000 円を計上させていただいております。これは上球磨包括支援センターの運営委託料というところでございます。次の目の 2、任意事業費 1,215 万円ということで約 300 万円の増でございますが、増加要因といたしましては、19 節の扶助費のところのグループホーム入所者家賃等助成事業費 1,168 万円ですが、これが 320 万円ほど増えておるというふうな状況でございます。またこの款の 3、地域支援事業でございますが、この全体におきましては、4 ページの方に書いてございますが、450 万 7,000 円増加しているというふうな状況でございます。

続きまして 16 ページでございます。款の 5、諸支出金、項の 2、繰出金ということで目の 1、一般会計繰出金でございます。228 万 1,000 円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、一般会計の説明でもございましたが、介護給付費適正化事業、これケアプランの点検等の委託になります。これを一般会計に計上をいたしまして、その財源として繰り出すものでございます。

あとは次のページから給与費明細書を付けております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 37 「議案第 69 号」 令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 37、議案第 69 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特

別会計予算について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 69 号についてご説明申し上げます。

令和 3 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ということで第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,172 万 9,000 円と定めるものでございます。

この予算編成につきましては、この制度が熊本県後期高齢者医療広域連合により運営されておるため、本町の予算につきましては、広域連合の当初予算に基づいて編成しております。説明につきましては事項別明細の方でいたします。

5 ページの方をお願いいたします。まず説明に入ります前に、本町の後期高齢者の被保険者数でございますが、来年度は 2,123 名ということで見込んでおります。前年度と比較いたしますと 48 名の減となっております。本町は先行しておるといいますか、もう人口が高齢者の人口も減ってきておるといところでございます。

続きまして、続きましてじゃなく最初でございますが、歳入の説明をさせていただきます。主なものを説明いたします。まず款の 1、後期高齢者医療保険料、項の 1、同名ですが、目の 1 の特別徴収保険料、また目の 2 の普通徴収保険料につきましては、本年度 6,815 万 5,000 円、また 3,149 万 7,000 円と計上させていただいておりますが、これにつきましては、広域連合の予算で示された額を計上しておるといふふうなところでございます。続きまして款の 3、繰入金、項の 1、一般会計繰入金でございますが、まず目の 1、事務費繰入金 274 万 6,000 円でございます。これは一般会計で負担していただく事務費分でございます。目の 2 の保険基盤安定繰入金 5,213 万 9,000 円でございますが、これは保険料軽減分の繰り入れということで、広域連合の予算によるところでございます。

続きまして次のページでございます。6 ページの中程でございますが、款の 5、諸収入、項の 4、受託事業収入、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入ということで 676 万 1,000 円を計上させていただいております。これにつきましては、広域連合から健康診査事業を受託したことによります収入ということで計上させていただいております。

続きまして 7 ページの方にまいります。歳出でございます。まず款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費につきましては、ほぼ前年同様。また次の項の 2、徴収費、目の 1、徴収費につきましても前年度とほぼ同様というところでございます。次の款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金、項の 1、同名、目の 1、同じ名前でございますが、本年度予算が 1 億 5,179 万 2,000 円ということで、前年度と比較しますと 286 万 4,000 円の減というところでございます。内訳につきましては説明の方にしておりますが、被保険者保険料負担金が 9,965 万 3,000 円、保険基盤安定負担金分が 5,213 万 9,000 円ということで、収納した額をそれぞれ広域連合へ負担するというふうなことでございます。

次のページにいきまして、8 ページでございますが、款の 3、保健事業費、項の 1、健康保持増進事業費、目の 1、健康診査費ということでございますが、本年度 760 万 9,000 円を計上させていただいております。比較いたしますと 94 万 3,000 円ほど増えておるといところでございます。この実績と言いますか、これにつきましては、多良木町の後期高齢者の健診受診の実績でございますが、これ令和元年度になるんですが、570 名受けていただきまして 27.34%ということで、ちなみに県平均が 16.15%ということで、うちは若干いいレベルにあるのではないかと考えておるところでございます。また予算も若干多めに組みまして、健診等もですね、受けていただきたいと考えておるところでございます。あと、次のページから給与費明細書でございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で、日程第7、議案第39号から日程第37、議案第69号までの説明が終わりました。

以上の議案については、3月9日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（午後5時08分散会）